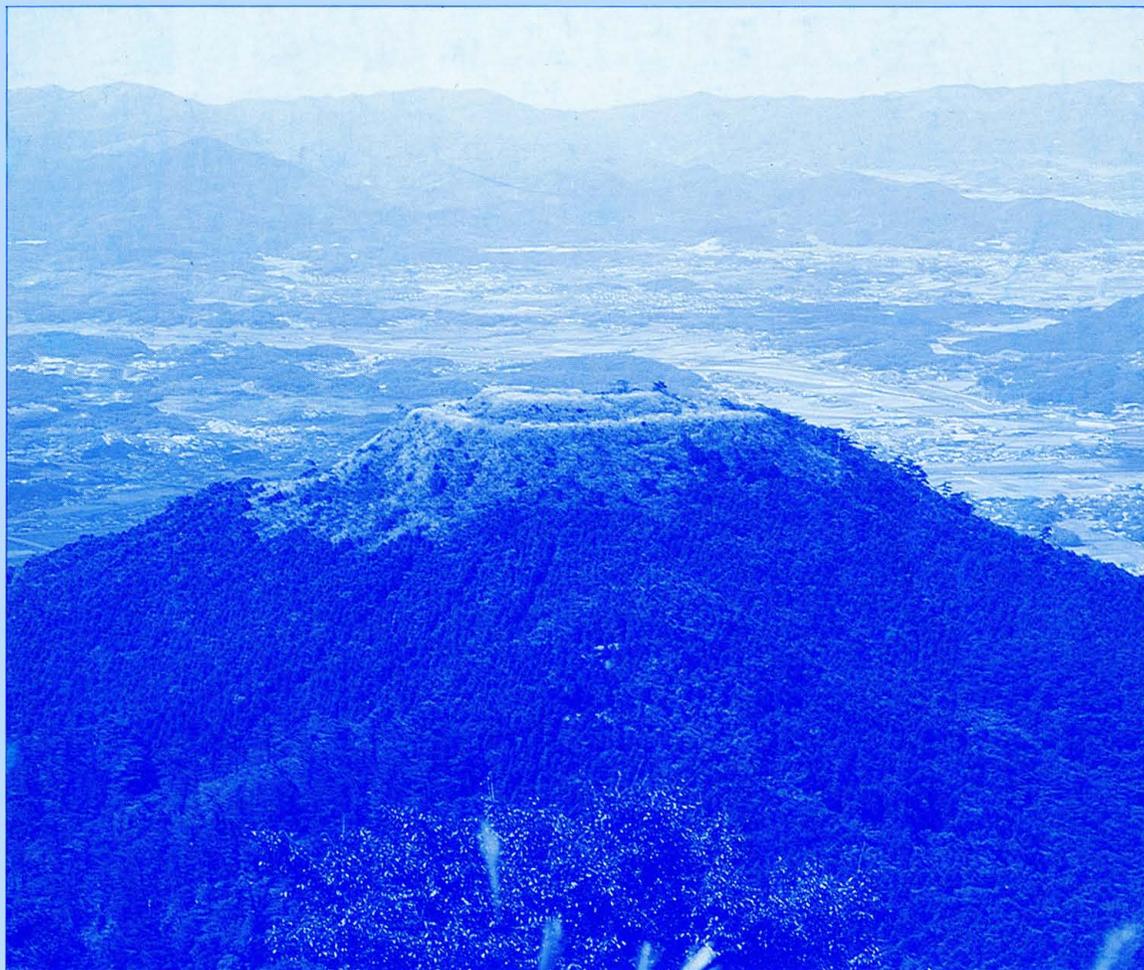


福岡県公民館大会



筑前鷹取城跡

第38回

<表紙>

鷹取城跡

所在地 直方市大字永満寺、大字頓野

鷹取城跡は、平安～鎌倉時代に造られた中近世の山城跡で、黒田家の筑前六端城の一つとして黒田節で高名な母里太兵衛の居城となりましたが、元和元年（1615年）幕府の一国一城の令により破却されました。

昭和61年から始められた発掘調査で、本丸には堅固な二重の石垣四つの城門、瓦葺きの建物があったことなどが明らかになっています。

第 38 回

福岡県公民館大会

主 催

福岡県公民館連合会

福岡県教育委員会

直方市教育委員会

目 次

第38回福岡県公民館大会に寄せて	1
第38回福岡県公民館大会開催要項	2
平成3年度公民館役職員表彰一覧	6
平成3年度優良公民館表彰一覧	12
分科会事例発表要旨	21
参 考 資 料	45
(1) 公民館の整備・運営の在り方について—生涯学習審議会社会教育分科審議会 施設部会中間報告—	
(2) 福岡県公民館大会年表	
(3) 福岡県公民館連合会加盟郡公民館連合会一覧	
(4) 県内公立公民館一覧	

第38回 福岡県公民館大会に寄せて



福岡県公民館連合会会長 鏑 水 速 太

本日、ここに、県内各地から多数の皆様方の参加を得て、第38回福岡県公民館大会がこのように盛大に開催できますことは、ひとえに関係各位の御尽力の賜であり、深く感謝申し上げます。

さて、国にあっては、本年六月に「公民館の整備・運営の在り方について」中間報告（資料掲載）の中で、生涯学習推進体制の整備に向けて、地域の中核的施設としての公民館の在り方についての検討がなされているところであります。

また、県においても、本年四月、新しく生涯学習振興課を設置し、生涯学習の推進に向けて検討が重ねられているところであります。

こうした生涯学習社会形成への動きの中で、公民館は住民の身近な学習・交流の場として、今後とも生涯学習の推進に大きく貢献するものと確信いたします。

県公民館連合会といたしましても、今後とも公民館の振興・充実に努めてまいりたいと考えています。

さて、本大会は、「生涯学習時代に対応する公民館活動のあり方」のテーマのもとに、文部省生涯学習局坂本登社会教育官を記念講演の講師にお迎えし、開催することにしました。また、各分科会におきましては、それぞれのねらいを

「学習機会提供の拠点としての公民館のあり方を考える」

「学習情報提供・相談の拠点としての公民館のあり方を考える」

「学習活動を結ぶ拠点としての公民館のあり方を考える」

「学習・交流活動の場として自治公民館のあり方を考える」

「同和教育を推進する公民館のあり方を考える」

として設定し、各ブロックから出していただいた事例をもとに、活発な討議を重ねていただくことを期待しているところであります。

本大会を皆様方の熱意によって成功させ、今後とも、この大会を契機として、福岡県の公民館人が心をつにして、自信と誇りをもって精進することを祈念して寄せる言葉とします。

第38回 福岡県公民館大会開催要項

1. 趣 旨

今日、高齢化・国際化・情報化など著しい社会状況の変化の中で、地域における社会教育の中心施設である公民館が、人々の生涯にわたる自発的な学習要求に応えるための拠点として、また、連帯感あふれる活力ある地域社会づくりの拠点として果たす役割と機能は、ますます重視されてきている。

そこで、県内の公民館関係者が一堂に会し、生涯学習時代に対応する公民館活動のあり方を求めて、日頃の実践活動の現状及び当面する課題などについて相互理解を深め、公民館の充実・発展に資する。

2. 大会テーマ

生涯学習時代に対応する公民館活動のあり方

3. 主 催

福岡県公民館連合会、福岡県教育委員会、直方市教育委員会

4. 後 援

福岡県、直方市、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県市町村教育委員会連絡協議会、福岡県社会教育委員連絡協議会、福岡県視聴覚教育協会、福岡県青少年問題協議会、福岡県PTA連合会、福岡県郡市婦人会連絡協議会、福岡県青年団協議会、福岡県子ども会連合会、福岡県明るい選挙推進協議会、福岡県貯蓄推進委員会、直方市青少年育成会、直方市公民館連絡協議会

5. 期 日 平成3年7月31日（水）

6. 会 場 直方市民会館（主会場）ほか

7. 参 加 者 約1,000名

公民館職員、公民館運営審議会委員、自治（町内）公民館関係者、社会教育委員、行政関係者、公民館利用者

8. 日 程

9:15～10:00	受 付
10:00～11:00	大会式典 開会のことば 福岡県公民館連合会副会長 主催者あいさつ 福岡県公民館連合会長 福岡県教育委員会教育長 直方市教育委員会教育長 来賓祝辞 福岡県知事 福岡県議会議長 直方市長 表彰 日程説明 記念講演
11:00～12:15	演題：地域に根ざした公民館活動活性化への提言 講師：文部省 社会教育官 坂本 登氏
12:15～12:20	次期開催地（北筑後地区）代表あいさつ
12:20～13:30	昼食・移動（特別出演 鞍手南陵太鼓）
13:30～16:00	分科会
16:00	閉会

会 場 一 覧

分科会場	分科会	施設名
	1	直方市民会館別館（2F）第3会議室
	2	直方市中央公民館（3F）第3学習室
	3	直方市中央公民館（4F）第4学習室
	4	直方市中央公民館（1F）大会議室
	5	直方市中央公民館（2F）視聴覚室
全体会場	直方市民会館 大ホール（本館）	

9. 分科会の構成

分科会		討議のねらい	討議の柱
1	学習機会提供と公民館	学習機会提供の拠点としての公民館のあり方を考える	学習機会提供の拡充のあり方について 魅力ある学習プログラム開発のあり方について
2	学習情報の提供と公民館	学習情報提供・学習相談の拠点としての公民館のあり方を考える	学習情報の効果的な収集と提供のあり方について 学習相談事業のあり方について
3	学習集団の育成と公民館	学習活動を結ぶ拠点としての公民館のあり方を考える	学習団体・グループの育成と援助のあり方について 学習団体を結ぶ連絡・調整のあり方について
4	学習・交流活動の推進と自治公民館	学習・交流の場としての自治公民館のあり方を考える	地域住民の学習活動を推進する自治公民館のあり方について 地域住民の交流を推進する自治公民館のあり方について
5	同和教育の推進と公民館	同和教育を推進する公民館のあり方を考える	同和教育の学習計画と展開のあり方について 同和問題解決のための啓発活動のあり方について

助言者	司会者	事例発表者	記録者	会場責任者
県教育庁指導第二部社会教育課 社会教育主事 今村 隆信	北筑後教育事務所 主任社会教育主事 吉丸 善弘	朝倉町公民館 係長 本園 治作 北九州市尾倉公民館長 伊熊 孝	宮田町中央公民館 主事 藤井 吉位	直方市中央公民館 主事 本松 孝
県立社会教育総合センター 副所長 小野 敏弘	南筑後教育事務所 主任社会教育主事 河野 博續	津屋崎町中央公民館長 後藤 申吾 矢部村中央公民館長 大淵 和夫	鞍手町中央公民館 社会教育指導員 二羽 浩	鞍手町中央公民館 社会教育指導員 篠原 道久
元県立英彦山青年の家所長 原田 修次	筑豊教育事務所 主任社会教育主事 谷口 英司	桂川町教育委員会 社会教育主事 伊藤 秀一 福岡市長尾公民館主事 市吉 孝造	若宮町中央公民館長 有田 東彦	若宮町中央公民館 公民館係長 山本 和子
純真女子短期大学教授 川原 黎治	京築教育事務所 主任社会教育主事 上田 初利	田川市下伊田西公民館長 山本 守雄 苅田町今古賀コミュニティセンター 三宅 昭	小竹町中央公民館 係長 青野 幸徳	直方市中央公民館 主事 草野 松照
県教育庁指導第二部同和教育課 指導主事 西 弘	福岡教育事務所 主任社会教育主事 藤波 紀彦	那珂川町中央公民館長 内野 秀範 小郡市教育委員会 社会教育係長 野田 眞良	中間市中央公民館 主事 山崎 淳子	中間市中央公民館 係長 工藤 輝久

平成3年度 公民館役職員表彰一覧

<p>公民館の役職員として、地域の公民館活動の振興に懸著な功績があったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立公民館職員 勤続 10年以上 ・自治（町内）公民館長・主事 勤続 5年以上 ・公民館運営審議会委員 勤続 5年以上 	<div style="text-align: center;">  <p>まえ の とし お 雄 前野 利雄</p> <p>福岡市東区</p> <p>馬出公民館長</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人権尊重を基調とした公民館運営と地域づくりに貢献し、校区人権尊重推進協議会結成の中心的役割を果たした。 2. 高齢化社会に対応する生涯学習の取り組みとして、高齢者対象に幅広いテーマで継続学習を展開した。
<div style="text-align: center;">  <p>せん どう かず や 仙頭 和也</p> <p>北九州市小倉南区</p> <p>横代公民館事務吏員</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> 1. 老人大学講座、婦人国際交流講座、その他公民館講座の運営に積極的に取り組み、社会教育の振興に努めた。 2. 文化連盟、PTAなど社会教育関係団体との連携に取り組み、これらの団体の育成・発展に尽力した。 	<div style="text-align: center;">  <p>なが の ま す み お 長沼 寿美雄</p> <p>福岡市南区</p> <p>塩原公民館主事</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> 1. 副都心地区において、学級・講座を効果的に運営するとともに、地域指導者及び学習指導者として地域のボランティアの養成に努めた。 2. 地域の機関、諸団体との連携を図り、青少年の健全育成に貢献した。
<div style="text-align: center;">  <p>おか もと まもる 岡本 守</p> <p>北九州市八幡東区</p> <p>枝光北公民館事務吏員</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公民館活動及び公民館クラブ、地域関係団体の事業に積極的に参加し指導助言を行い、地域活動の活性化に貢献した。 2. 公民館事業及び地域行事等をビデオに編集し、公民館活動の活性化に努めた。 	<div style="text-align: center;">  <p>くす だ し ろう 楠田 司郎</p> <p>福岡市中央区</p> <p>平尾公民館長</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平尾社会教育推進会と連携し、地域活動の充実と社会教育関係団体との連絡調整の円滑化に貢献した。 2. 体育・スポーツ活動を通じて、住民の融和と連帯、健康づくりに実績をあげた。



おお つる せき み
大 鶴 夕 美

福岡市早良区

早良公民館主事

1. あらゆる公民館事業に同和教育研修を位置づけた。
2. 「出かける社会教育」を実施することにより、学習機会に恵まれない地域住民に学習機会の提供を継続的に行った。



しも だ せいしろう
下 田 勢 四 郎

山田市

大橋公民館長

1. 特に、婦人学級の開設、婦人・子どもスケッチ大会の実施に顕著な実績をあげた。
2. 地域住民の健康増進、生活文化の振興に尽力した。



おお がみ かず お
大 神 一 雄

福岡市西区

北崎公民館長

1. 北崎校区人権尊重推進協議会の結成に中心的役割を果たし、現在も活動の主軸を担っている。
2. 青少年の健全育成を図るため、育成会や青年団等と連携して継続事業を実施している。



なか いら たけ こ
中 村 武 子

甘木市

三奈木公民館事務員

1. 福祉活動の推進、町民の健康づくりと明るい町づくりに積極的に参加し、公民館活動の充実発展に寄与した。
2. 常に笑顔を絶やさず地域住民の対応に気を配り、住民の信頼も厚い。



つる みで うみ
鶴 秀 海

大牟田市

大牟田市中央公民館
運営審議会委員

1. 中央公民館、地区公民館建設に多大な貢献をした。
2. ボランティア地区公民館運営委員会組織の設置に尽力した。
3. グループ・サークルの育成に地域の核として貢献した。



み よし しげ とし
見 好 卯 敏

志免町

志免町中央公民館主事

1. 高齢者学級、婦人学級各種公民館講座の開設に努め、その充実・発展を図った。
2. 自治公民館主事の育成に積極的に取り組み、地域活動の拡充に努めた。



にし かわ しゅう じ
西川 修二

新宮町

新宮町中央公民館長

1. 国際交流事業の一環として「新宮町ホームステイ事業」の実施に努め、青少年の健全育成の推進を図った。
2. 糟屋郡社会教育振興会の役員として、郡の公民館事業の振興・発展に尽力した。



ごとう つとむ
後藤 尊

城島町

城島町公民館主事

1. 自主グループ活動の推進に努め、町民が積極的に活動に参加する体制を確立させた。
2. 地域の家庭教育学級を出前学級として開設し、多大な成果をあげた。
3. 自治公民館の組織化に努め、地域活動の活性化を図った。



め ばら とく お
目原 徳夫

大島村

大島村公民館長

1. 地域住民のコミュニケーションと健康づくりに努めた。
2. 婦人、成人、高齢者教育等の振興・発展に尽力した。
3. 青少年の健全育成と指導者の養成に努めた。



ほん だ かつ み
本田 克己

北九州市門司区

門司校区公民館長

1. 地域のスポーツ活動、文化活動の発展に寄与し、特にPTAと連携して、青少年の健全育成に尽力した。
2. 地域のふれあい運動を中心とした公民館活動の推進に努め、住みよい街づくりの中心的役割を果たした。



たか くら まもる
高倉 守

浮羽町

浮羽町公民館
運営審議委員

1. 特に、高齢者教育の振興に貢献した。
2. 花いっぱい運動、奉仕活動（神社の清掃等）の実施等老人クラブの会長として、積極的に取り組み多大な成果をあげた。



と しま せい へい
利島 清平

北九州市小倉北区

長浜末広公民館長

1. ちびっ子オリンピックや歩こう会などを通じ、児童の健全育成に努めた。
2. 昭和51年長浜末広地区の自治公民館建設に尽力した。



いわもと とし はる
岩 本 利 晴

北九州市八幡西区

岩崎公民館長

1. 香月地区公民館連絡協議会の会長として、地区の自治公民館活動の振興・発展に寄与した。
2. 地域住民の相互理解と事業の円滑な実施を図り、地域の文化活動の振興に尽力した。



に た み ず ひろ ゆき
二田水 廣 行

田川市

見立公民館長

1. 各種グループ・サークルの育成に努め、公民館活動の充実、発展に寄与した。
2. 地域の特性をいかした「農業まつり」を公民館で毎年行い、地域の振興・発展に尽力した。



さ と う か ず よ し
佐 藤 一 好

久留米市

長門石校区公民館主事

1. 昭和55年の校区公民館建設に当たっては、校区住民のコミュニティ意識の高揚を図り、その完成を成した功績は大きい。
2. 親子読書会の実行委員として、読書を通じて親子のふれあいを深め、地域社会の連帯感の醸成に尽力した。



にし ひら ひろ み
西 村 弘 美

八女市

本町内公民館長

1. 公民館事業として、盆踊り、民謡教室を創設し、地域住民の融和と連帯感の醸成に努めた。
2. 子ども会育成会に積極的に取り組み、地域の青少年健全育成に尽力した。



た ら ば な ち か ら
橘 主 税

直方市

感田校区公民館長

1. スポーツを通じて新旧住民の融和を図るとともに、学校と地域の一体化組織である児童育成協議会会長として、青少年の健全育成に努めるなど住みよい地域社会づくりに貢献した。



まつ たけ か ず ゆき
松 竹 一 行

筑後市

羽犬塚小学校区公民館長
(羽犬塚上町公民館長)

1. 公民館文化祭、運動会、各種体育・スポーツ行事等を実施し、成果をあげた。
2. 青少年の健全育成に尽力し、明るく住みよい地域づくりに貢献した。



たなか みつる
田中 充

大川市

上白垣公民館長

1. 平成元年度生涯学習推進モデル地区の指定を受け、明るい豊かな街づくりに尽力。2年度は遊園地、ゲートボール場の建設に貢献した。
2. 63年度より木室校区18公民館長会の会長を兼ね、地域の教養文化の向上に努めた功績は大きい。



とみ よし けき お
富吉 袈裟雄

大野城市

井口公民館長

1. 53年度公民館改築にあたっては、住民の意見・要望を基にした施設づくりに尽力した。
2. 地域に根ざした公民館活動の推進に成果をあげた。



たけ うち つとむ
竹内 努

小郡市

大原公民館長

1. スポーツ、レクリエーション活動を通し、新旧住民の融和を図ることにより公民館活動の活性化に努めた。
2. 子ども会、婦人会、老人クラブ等と協力し、地域ぐるみの環境美化活動や明るい地域づくりに尽力した。



くろ せ くに よし
黒瀬 國義

水巻町

頃末北区公民館長

1. 地区子ども会ジュニアリーダーの養成を積極的に行い、体系化させた。
2. 高齢者を対象に教養講座、軽スポーツ等を開設し、高齢者の生きがいづくりに努めた。
3. 町・郡内の社会教育関係の役員として、幅広く活躍し業績を納めた。



しよ た たつ み
渋田 辰巳

筑紫野市

針摺公民館長

1. 公民館運営の基礎づくり、各種団体との連携等組織改革に取り組み地域住民に親しまれる公民館づくりに尽力した功績は大きい。
2. 市小地区公民館連絡協議会の役員として、自治公民館活動の振興に貢献した。



き しま ひさ お
木 嵐 久 夫

香春町

採銅所町公民館長

1. スポーツの指導を通して、青少年の健全育成に尽力した。
2. 町内48公民館対抗駅伝大会や公民館役員の研修会を実施するなど公民館活動の振興に尽力し多大な業績を納めた。

平成3年度 優良公民館表彰一覧

種別	番号	市郡名	公民館名	所在地	館長名	施
						敷地面積
公立 公民館	1	北九州市	枝光北公民館	〒805 北九州市八幡東区大宮町 6-1 TEL (093)-661-2437	田中啓介	m^2 1,110
	2	福岡市	若宮公民館	〒813 福岡市東区若宮3丁目 27-1 TEL (092)-662-5454	浦野茂	1,132
	3		東住吉公民館	〒812 福岡市博多区博多駅前 4丁目11-12 TEL (092)-431-1271	浦塚嶋雄	330
	4		福浜公民館	〒810 福岡市中央区福浜2丁目 1-3 TEL (092)-761-8060	蒲池啓太郎	545
	5		三宅公民館	〒815 福岡市南区三宅2丁目 25-42 TEL (092)-541-1088	新飼辰蔵	1,168
	6		城南公民館	〒814 福岡市城南區茶山6丁目 21-5 TEL (092)-843-9418	深江久人	652

設 状 況			設備の状況	推 薦 の 理 由
建物延面積	構 造	建築年月日		
570 m ²	木 造 2階建	昭 39. 2. 25	講 堂 和 室 いこいの部屋 調理室	公民館を中心として、コミュニティ推進協議会議会を設立し、地域の各団体の連絡調整及び援助等を行い、地域ぐるみの公民館活動を展開している。
275	木 造	昭 51. 4. 1	講 堂 和 室 学習室	野外活動のキャンプスクールを主体とした系統的な青少年健全育成の取り組みが地域ぐるみで行われている。
280	鉄 筋 コンクリート	昭 27. 1. 1	16ミリ映写機 ビデオ 暗 幕 複写機	市内でも都市化が最も著しい地域にあって、住民の融和とふるさと意識の醸成に積極的に取り組んでいる。特に青年学級の開設は多大な成果をあげた。
285	鉄 筋 2階建	昭 56. 4. 1	講 堂 和室(2) 学習室	高齢者の熟年カレッジの開設。スポーツ教室ではシルバータスポニを楽しみながら仲間づくりを行う。中学生の劇団を結成する等ユニークな活動を展開。
293	鉄 筋	昭 27. 1. 1	講 堂 和 室 学習室	コミュニティづくりと地域リーダーの養成及び諸団体・機関との連携を図りながら幅広い事業を展開し、地域活動の中核施設の役割を果たしている。
290	鉄 筋 コンクリート	昭 54. 9. 1	講 堂 和 室 学習室	公民館経営の基本に人権尊重をすえ各種研修会、学級・講座、体育・文化行事等を実施し、住民に親しまれる公民館事業に積極的に取り組んでいる。

平成3年度 優良公民館表彰一覧

種別	番号	市郡名	公民館名	所在地	館長名	施
						敷地面積
公立公民館	7	福岡市	野芥 ^{のり} 公民館	〒814-01 福岡市早良区野芥7丁目 23-20 TEL (092) -862-3119	川口正美	m^2 554
	8		今宿 ^{いまじゆく} 公民館	福岡市西区今宿1146 TEL (092) -806-0242	田村七郎	1,077
	9	甘木市	安川 ^{やすかわ} 公民館	〒838 甘木市大字下淵737 TEL (0946) -22-2017	才田泰弘	2,102
	10	筑紫野市	山家 ^{やま} 地区公民館	〒818 筑紫野市大字山家4525-3 TEL (092) -926-2809	深町希彦	1,162
自治公民館	11	大牟田市	橘 ^{たちばな} 公民館	〒837 大牟田市大字橘685 TEL (0944) -58-0888	鳥越康夫	958
	12	久留米市	宮ノ陣 ^{みやのじん} 校区 公民館	〒830 久留米市宮ノ陣大柱435 TEL (0942) -33-2659	今村静夫	938

設 状 況			設備の状況	推 薦 の 理 由
建物延面積	構 造	建築年月日		
281 m^2	鉄 筋 2階建	昭 56. 4. 1	講 堂 和 室 学習室	57年「野芥サミット」を開催。62年人権 尊重推進協議会を設立する等明かるく住み よい町づくりのために、公民館が重要な役 割を果たしている。
332	鉄 筋 2階建	昭 27. 1. 1	講 堂 和 室 学習室 会議室	5年間に1000世帯が増加し農村から住宅 地に変貌した地域の中で、公民館が住民の 学習の場、交流の場、相談の場としてしっ かりと位置づいている。
669	木 造	昭 38. 5. 31	講堂・会議室 研修室 調理実習室 展示室	生涯学習推進のための学習ネットワーク としてサークル活動の推進に努めている。 全世帯参加の体育・文化行事は地域の連帯 と潤いを高めている。
545	木 造	昭 45. 4.	和室・広間 集会室 調理室	公民館運営は、地区運営委員の意見を十 分反映した事業を実施している。 特に各種グループの育成に努め、気軽に 利用できる場(館)となっている。
111	木 造	昭 27.	ホール 和室(2) 調理場	明るい町づくりをめざして各部会毎に住 民の親睦を図る行事と文化・福祉活動が活 発に行われ、市内でも模範的な公民館であ る。
380	鉄 筋 2階建	昭 56. 1.	大ホール 図書室 会議室 調理室	高齢者・婦人・人権学級等の学習活動を 展開。スポーツ活動を通して青少年の健全 育成に取り組むなど、豊かなまちづくりに 努めている。

種別	番号	市郡名	公民館名	所在地	館長名	施
						敷地面積
自治 公 民 館	13	田川市	にしひらまつ 西平松公民館	〒826 田川市平松町13-8 TEL (0947) -46-2642	川述京次郎	m ² 340
	14	筑後市	にほんまつ 二本松公民館	〒833 筑後市大字山ノ井497 TEL (0942) -52-7345	平井広好	1,957
	15	大川市	つつみ 堤公民館	〒831 大川市大字津756-2 TEL (0944) -86-4918	志岐定昭	306
	16	小郡市	まつぎき 松崎公民館	〒838-01 小郡市松崎752-1	中原晋作	836
	17	大野城市	かみついで 上筒井公民館	〒816 大野城市筒井3-8-1 TEL (092) -571-4116	古賀龍溪	500

設 状 況			設備の状況	推 薦 の 理 由
建物延面積	構 造	建築年月日		
132	木 造	昭 61. 3. 30	ホール 和 室 調理室	「ふれあいのある地域」をめざした活動 一区民ふれあい夏の夕べ、世代間交流運動 会等一が実施され、住民の融和と連帯がよく 図られている。
274	鉄 骨 平屋建	昭 62. 3. 8	大学習室 中学習室 小学習室 調理室	施設・設備が完備し地域づくりのセンタ ーとして住民の利用度が高い。 特に子ども文庫活動が活発で青少年健全 育成に役立っている。
104	木 造	昭 51. 5. 20	調理室 小研修室(1) 大研修室(1) ホール	農業と木工業のまちで、伝統的な行事が 引き継がれ、特に風流(歌詞や踊り)は江 戸時代から続き住民一体となった公民館行 事となっている。
339	木 造	大 12.	ホール 和室(2) 調理室	63年3行政区が統合し、現在の公民館活 動が始まった。青少年健全育成、環境美化、 体育・文化活動等幅広く取り組み実績をあ げている。
606	鉄 筋 2階建	昭 49. 3. 25	学習室 集会室 実習室 和 室	住民の融和と協調を図るため、体育活動、 花いっぱい運動、地域貸出文庫活動、食生 活改善教室等活発な活動が展開され成果を あげている。

「地域に根ざした公民館活動活性化への提言」



文部省 社会教育官 坂 本 登 氏

〔略歴〕

- 昭和 17 年 北海道留別^{るべしべ}町生まれ
41 年 法政大学社会学部卒
41 年 北海道置戸（おくと）町教育委員会
社会教育主事、公民館主事などを経験
50 年 北海道教育委員会社会教育主事
57 年 国立社会教育研修所（現・国立教育会館社会教育研修所）
専門職員、主任専門職員、研修指導主事などを経験
62 年 同教務研修課長
平成 3 年 文部省生涯学習局社会教育官

〔主な著書〕

- 「ボランティアリーダー必携」（共著）1981・昭和56年，北海道社会教育協会
「成人学校のプログラム」1986・昭和61年，教友社
「社会教育の計画とプログラム」（共著）1987・昭和62年，全日本社会教育連合会
「学習プログラムの技法」（共著）1988・昭和63年，実務教育出版社
「社会教育の団体と行政」1988・昭和63年，日常出版社
「公民館活性化への途」（編著）1988・昭和63年，日常出版社
「生涯学習促進の方法」（共著）1989年・平成元年，第一法規
「現代公民館全書」（編著）1989年・平成元年，東京書籍
「青少年の地域参加」（共著）1989年・平成元年，ぎょうせい

～×ε～

～メモ～

分科会事例発表要旨

第1分科会

学習機会の提供と公民館

討議のテーマ 学習機会提供の拠点としての公民館のあり方を考える

- ・学習機会提供の拡充のあり方について
- ・魅力ある学習プログラム開発のあり方について

助言者	県教育庁指導第二部社会教育課 社会教育主事	今村 隆信
司会者	県教育庁北筑後教育事務所 主任社会教育主事	吉丸 善弘
記録者	宮田町中央公民館 主事	藤井 吉位
会場責任者	直方市中央公民館 主事	本松 孝

公民館移動図書館車を開設して

朝倉町公民館 主事

本園 治作

1. はじめに

本町は福岡県の中部筑紫平野の東北隅に位置する町。人口11,500人（平成3年4月現在）、面積34.56平方キロメートル。

昭和37年町制。町の南西部は筑紫平野、北東部は三群山地の山々からなる農村地帯。須川の橘の広庭宮跡（朝倉宮跡）、恵蘇宿の木の丸殿など斉明、天智両天皇にゆかりの史跡のほか、当町のシンボルである三連水車群（国史跡指定）など数多くの名所旧跡がある。生涯学習は、本来人々の自発性に基づいて、自分の意思で自分の求めるものを、自分であった方法で自由に求めていくものとされている。このねらいを実践できるものの一つに図書館活動が役割を果たすのではなかろうかということで本事業を実施。

2. 活動の内容

公民館移動図書館車「おひさま号」のあゆみ

○昭和60年度---公民館で親子読書教室開設
○昭和63年度---読書教室の母親が各区自治公民館で読書サービス（おはなし会、紙芝居、パネルシアター等）の実施。そんな中

で子ども、親達から「町に図書館があったら」「動く図書館が欲しい」の声が出る。町公民館として図書館、読書について研究し、移動図書館車の視察見学等を実施。

○平成元年度---公民館移動図書館車購入決定。車種（型式、構造）、車の愛称募集、車体のデザイン（おひさまのイメージの絵）の選定。既存の図書整理、新刊図書購入、公民館移動図書館運営委員会の設置。親子読書教室と公民館職員で作業。平成元年8月18日開館式。巡回個所（ステーション）4ヶ所、旧村単位で実施。利用者は2,322人、貸出冊数5,508冊、公民館図書蔵書3,928冊からスタート。積載冊数約1,200冊程度。
○平成2年度---4ステーションから8ステーションに。幼稚園の広場と自治公民館広場を拠点。利用者3,541人、貸出冊数10,579冊。（幼稚園3、自治公民館4、診療所1）子育てふれあい読書まつりの実施。

○平成3年度---ステーション11ヶ所に。自治公民館広場2、保育所1、公民館図書専用袋製作配布。図書サービス関係者として、ステーションでの地域協力者（貸出、返本

作業) 3～4名。おはなし会、紙芝居等読書サービスを親子読書教室の方々が実施。運転手は主に公民館職員が行う。

3. 活動を通しての成果

各ステーションが、ふれあいの場になっている。親達は教育問題を、子ども達は遊びながら、おはなし会、紙芝居を楽しみにしている。生涯学習のキッカケとなり、公民館活動が理解される。又公民館職員と町民のふれあいがより深まり、環境、教育問題等相談事業もおこり、より親密になる。町公民館図書の出も増加し町民から新しい情報が入る。各学校図書室が活気づき、又図書館、公民館の一層の充実が要求されてくる。

4. 今後の課題

今後ますます巡回希望地区が、子どもを持った親達から出されることが予想される。この対応策を考えることが急務と思われる。具体的には、移動図書館車「おひさま号2号車」をとという案もあるが、今の公民館職員ではできそうもない。そうでなくても、職員は疲れている。又、図書サービスする上で、専門知識も必要である。誰も司書資格は持たない。今まで、順調にいったのは各ステーションでの母親達の強力な助けがあったためと、読書グループの「いつか町に図書館が建つ」という思いが移動図書館車を動かしたものと感謝している。公民館職員がいくら頑張っても地域の人々と結びあつての公民館でなければ、公民館活動は拡充しないのではないだろうか。

魅力ある学習プログラムと施設づくりについて

北九州市立尾倉公民館長

伊 熊 孝

1. はじめに

(1) 地域の概要

尾倉公民館は、かつて、我が国の四大工業地帯の一つ、北九州工業地帯として、壮大なパワーを誇った「鉄の都・八幡」の中心部にあり、北方に新日本製鉄八幡製鉄所等の工場群、南方には帆柱・皿倉の緑豊かな連峰を望む地にある。

現在では、人口13,636人、世帯数5,203。往年の賑わいもなく、年長者の多く住む、静かな住宅街（一部は、昔ながらの商店街）となっている。

(2) 社会的背景

昨今の我が国は、国際化・高度情報化・

高齢化さらには、「生涯学習」社会へと大きく変化しており、これらにともない、市民ニーズの多様化・高度化・個性化などといった新たな局面を迎えている。

公民館は、これまでにクラブ活動を中心に、春・秋の講座、家庭教育学級など地域のコミュニティ活動の中心的施設として、大きな役割を果たしてきたが、利用者数、参加者の固定化、活動の低迷など、運営や活動にマンネリ化傾向等、数多くの問題が見られる。

今、これら多くの課題を解決していくためには、それぞれの公民館が、現在の活動・運営等の総合的な見直しを行い、一公民

館の活性化・イメージアップを積極的に図り、さらに、地域の特性を十分に生かした事業の展開をすすめて、真に地域コミュニティ活動や生涯学習の拠点として、「いきいきとした魅力あふれる公民館づくりをめざして」いくことが最も重要であると考ええる。

2. 活動の内容（事業の取り組み）

平成2年度より、尾倉公民館の活性化と時代に対応した新しいイメージを創出するため、次のような目標・理念や運営方針を定め、従来のかたちや内容にとらわれない多彩でユニーク、個性的で魅力あふれる内容で、積極的な公民館運営に取り組んだ。

● 基本理念

＜尾倉公民館は、ゆたかで、いきいきとした新しいライフスタイルを提案する地域の総合文化センターをめざします。＞

地域の活性化を担い、市民の期待に応える尾倉公民館へと変貌していくためにはどのような施設・公民館をつくっていくか。

社会の急激な進行に適切に対応し、地域住民の“いきいきとした新しい生活・人生へのアプローチ”を積極的にすすめ、地域にひらかれた「情報発信基地」としての総合文化センターをめざす。

● 運営方針

地域の要望・期待は何なのか。地域の要望・期待を的確に把握し、それをいかに選択し、実現していくかを真剣に考えていくことが最も重要である。

運営方針に基づき、時代や環境の変化を先取りし、ライフスタイルの提案といった壮大な目標に向かって、総合的・合理的な施策を積極的に展開していく。

【重点目標と主な施策】

重点目標を定め、それに基づく施策及び具体的事業を計画、その積極的な実施に努めた。

(1) 事業内容

(ア) 生涯学習の推進

新時代にマッチした、多彩でユニーク、さらに一流の講師陣による個性的で魅力あふれる内容で各種事業を実施した。

◆ 平成2年度秋の公民館講座として、もっと男らしくしたかに…、もっと女らしくしなやかに…、とそれぞれ、男性専科「男の倶楽部」、女性専科「ミズ尾倉」、男女セットで、各講座8日間、延16日間、定員30人で募集、現代社会にマッチした多彩でユニークな一流の講師陣を招き、話題性に富んだ講座を開催した。

平成3年度の「春の公民館講座」において「男の倶楽部PART II」＜新しい男の人生、提案します＞今、話題の新作です。とさらに充実、一新した内容で開催実施している。

◆ 家庭教育の振興を図るため、小・中学校の家庭教育学級の企画・運営にあたり、集う楽しさや学ぶよろこびなど、創意・工夫を凝らして、学級活動の活性化を図った。

小学校3校の合同事業として、芥川賞作家“村田喜代子氏”による『秋の文化講演会』一心ゆたかな人生を読書で一を開催、約90名の参加者が郷土の生んだ新進女流作家と「人生と読書」などについて、楽しくなごやかなひとときをすごした。

(イ) 親しまれる公民館づくり

住民のニーズにマッチし、快適で、

気軽に、楽しく利用できる、文化の香り高い、魅力あふれる公民館づくりをめざして、施設全般にわたる環境美化・整備等に地域ぐるみで、重点的に取り組んだ。

- ◆ 市民ロビーに大壁画を作製。和洋折衷のゆったりとした憩いの場として開放し、付随する図書コーナーの充実をも図った。
- ◆ 玄関、アプローチ周辺の整備
自然石や竹を配置し“和風庭園”や“坪庭”を新設するなど、景観及び風格づくりに努めた。
- ◆ 観葉植物・生花、約100鉢程度の配置による、緑豊かでやさしく明るい雰囲気づくりと、美観づくりに努めた。
- ◆ B・G・Mを终日流し、文化の香る雰囲気づくりを図った。
- ◆ ドア等の案内表示をデザインカット文字により作製、近代的で斬新かつ若々しいイメージの創出を図った。

(ウ) 文化の薫るまちづくりの推進

住民参加による活力あふれる文化活動の推進を図るため、従来のクラブ中心の文化祭から子供会、老人会、学校などの地域の多くの参加により、地域ぐるみのイベントとして多彩なプログラムで開催した。

3. 魅力ある学習及び施設づくりのプログラムの作成にあたっての留意事項

(1) 学習プログラム

- (ア) 時代や地域の要請・要望にそったタイムリーなものであること。
- (イ) 価値観やニーズの多様化に対応できるよう多品種メニューであること。
- (ウ) 文化性が高く、良質の楽しい雰囲気

をもったものであること。

(エ) 話題性に富んだ、好奇心をよぶものであること。

(オ) 広報チラシのコピー〈広告文〉は、高級感をもった、学習意欲をそそめるものであること。

(2) 施設づくりプログラム

(ア) 近代的美観を創出するもの。

(イ) 文化性が高く、高級感のある、良質の雰囲気を創出するもの。

(ウ) 明るく、快適で、さわやかなイメージを創出するもの。

(エ) ソフトで、楽しい雰囲気づくりを創出するもの。

(オ) 公民館の、古い、野暮ったい等々のイメージを刷新し、明るくあたらしいイメージを創出するもの。

◎ 学習及び施設づくりプログラムの作成にあたっては、以上の事項に留意し、創意・工夫を凝らし、多くの人々にある種の感動が得られる高品質で価値ある独創的で楽しいものを創造できるよう充分研究する。

4. 評価・成果

(1) 学習プログラム

(ア) 平成2年度の「秋の公民館講座」・「男の倶楽部」、「ミズ尾倉」は、定員各30人で募集を行ったが、好評につき、受講生は、最終的に54人と46人となり、受講生にも大いに評価を受け、次年度の事業として、計画・実施の要望が強かった。

(イ) 平成3年度の「春の公民館講座」における「男の倶楽部 PART II」は、当初30人の定員に対し、現在84人の受講生となっている。

現代社会にマッチした、多彩でユニーク、一流の講師陣により、大いに話

題を呼び、テレビ・新聞・ラジオにも大きく報道された。

(ウ) 他の事業についても、地域に根ざした、多彩でユニークな内容で実施し、好評を得た。

(2) 施設づくりプログラム

(ア) 館全体の環境美化事業によって、全館が明るく、快適で、さわやかな、文化の香り高い、高級感の漂う雰囲気を創出できた。

(イ) 緑や花でイメージアップを図り、ソフトで、近代的な美観を創出することができた。

(ウ) 市民ロビーのショーウィンド化等により、多くの利用者、来館者をはじめ、地域の人々に、一層親しまれるようになった。

(エ) 地域ぐるみの取り組みによって、地域との一体感が醸成された。

◎ 学習及び施設づくりとともに、従来の公民館の古いイメージを一新し、明るい、新しいイメージを創出することにより「魅力ある公民館づくり」が大幅に推進でき、地域住民の、高い評価を得ることができた。

4. 今後の課題と展望

今後は、これまでの成果と経験をもとに『地域の特徴及び学習ニーズ』を生かしながら、新しい時代をめざして「文化・自然・健康」をキーワードとして、幅広い層の人々が“楽しく・学び・ふれあう”＜个性的で魅力あふれる公民館づくり＞をめざして地域住民と一体となった真剣な取り組みを積極的にすすめていきたい。

◀ 受講生募集中 ▶

充実した人生をおくるために

優雅な時間を過ごす

男の原点を徹底研究!

平成3年度『春の講座』のご案内

■ 男性専科 ■ 男の倶楽部

● 多彩でユニークな教養講座と一流の講師陣

基調講演・討論・フリートーク

生きがいとロマンを追い求めながら...
 今日もひとり旅。今を、明日をどう生きるか!
 心ゆたかな新しい人生をめざして挑戦しましょう。すばらしい出会いと新しい世界がきっとあなたを待っています。

1 講座内容 ◀ 前期 ▶ ▶ 後期 ▶

項目	年月日	講座内容	講師 (敬称略)
男の人生	5/10 (金)	『恋愛・結婚・離婚』	弁護士 児嶋 かよ子
男の人生	5/17 (金)		生活デザイン研究所 所長 山際 千津枝
男の人生	5/24 (金)	明治の文豪	梅光女学院大学 学長 佐藤 泰正
文学	5/31 (金)	『夏目漱石研究』	現代俳句協会 幹事 穴井 太
文学	6/7 (金)	漂泊の俳人 - 山頭火の世界 -	(財)北九州国際研修協会 理事長 水野 勲
哲学	6/14 (金)	『心身ともにたくましく』	元・新日本製鉄釜石7712部 監督 森 重隆
哲学	6/21 (金)	SUCCESS サクセス	ハッド・リテリガ・7712 (筆跡鑑定士) 里 和子

項目	年月日	講座内容	講師 (敬称略)
男の遊学	8/28 (金)	● 舞の心	英 (はなび) 流 家元 聖 峰
男の遊学	9/7 (金)	● 日本の美 ● - 陶芸 - < 理論 >	笹田 雄三郎 代表取締役
男の遊学	10/7 (金)	" < 実技 >	北 崎 紘 喜
男の遊学	11/7 (金)	8ミリビデオ入門 < 理論 >	ソニー株式会社 ビデオアドバイザー 大江 洋一
男の遊学	12/7 (金)	" < 実技 >	
男の旅	13/8 (金)	一気ままに安く海外旅行 - 『男の国際化』 ミニシヨジュール 会場: 国際会議場	JTB 日本交通公社北九州支店 海外旅行課 長平 沢 晃
男の旅	14/8 (土)	国際会議場	スカンジナビア航空 スチュワーデス O B 上村 純子

2 開催日 毎週金曜日 5/10~8/10 (最終14回のみ土曜日 午後1時~4時)

3 会場 北九州市立尾倉公民館 (最終回のみ国際会議場)

4 定員 50人 (先着)

5 受講料 無料、ただし、教材・材料費等は自己負担。

6 ※11・12回目のビデオカメラは公民館で準備します。

◎ お問い合わせは 電話でお申し込み下さい。(住所、氏名、年令、電話番号)

〒805 北九州市八幡東区尾倉一丁目15番2号 北九州市立尾倉公民館 PHONE 661-0516

人生を熱く生きたい! そんなあなたにぜひおすすめします。

20~40歳代の方、大歓迎

● 平成3年度『秋の講座』は、男性専科 - 男の倶楽部 - と女性専科 - ミズ尾倉 - を併せて開催の予定です。ご期待下さい。

もっと男らしく、もっと女らしく…ゆたかな秋 センスアップしませんか!!

「秋の公民館講座」のご案内

< 受講生募集中 >

一多 多彩でユニークな教養講座と一流の講師陣一

■ 男性専科

もっと男らしく、したたかに…

―― 男の倶楽部 ――

ゆたかで、活力ある社会を築くためには、男性の行動力や創造力が不可欠ですが、仕事だけではなく、男性がもっと男らしくしたたかに…そして、人間らしく、イキイキと生きていくために大いに楽しく学び、ふれあいましょう。

1. 日程・講座内容(予定)

回	月	日	講座内容	講師
1	9	28	男のおしゃれ考現学	パーソナルスタイリスト 江淵 泰生
2	10	5	男のスポーツ“究極のフットボール”	全北北陸フットボール協会 小 路 隆
3	12	12	隅外と北九州	専攻学校 藤原 謙
4	19	19	男の茶道入門	茶家 むつみ 会 長 今村 元市
5	26	26	1日で話せる男の英会話	ISKインターナショナル 北越 誠 長 アン・リトヤカ
6	11	2	筆跡わかる男の人生と性	ハンドライティング・アナリスト 和 子
7	16	16	男の料理	料理研究家 山 際 千津枝
8	30	30	男の美学-知られざる男性-	フットボールスタイリスト ミズ・レイコ

- 開催日 毎週金曜日
- 時間 午後7～9時
- 回数 8回
- 定員 30人
- 受講料 無料、ただし、教材・材料費等は自己負担。
- 申込み方法 随時受付けていますので、電話でお申込み下さい。
- お問い合わせ ☎ お申込み・お問い合わせ

※ ◎ 申込み方法 随時受付けていますので、電話でお申込み下さい。

◎ お申込み・お問い合わせ

〒 805 北九州市八幡東区尾倉一丁目15番2号

北九州市立尾倉公民館

☎ 661-0516

■ 女性専科

もっと女らしく、しなやかに…

―― ミズ尾倉 ――

女性がもっと女らしく、しなやかに…
女性の感性と知性を大いにみがき、心ゆたかで心身ともに美しい女性のあり方などについて、大いに学びましょう。

1. 日程・講座内容(予定)

回	月	日	講座内容	講師
1	10	8	美人になる料理	勉強探検局 二宮 汀
2	17	17	万葉集と北九州	古文研究家・元講師 中村 東
3	24	24	花ごころびやまの杉田久女のすべて	久女研究家 増田 蓮
4	31	31	心の健康と美容	化粧品・カラー美容講師 伊藤 幸代
5	11	7	菓業と健康づくり	九州大学 秦野 一彦
6	14	14	スポーツ心身とは美しく	元リポーター 銀メダリスト 君原 健二
7	21	21	The“北九州市女性プラン”	北九州市 三隅 佳子
8	28	28	フランス料理を食卓に	千草お料理 シエフ 山 県 厚

- 開催日 毎週水曜日
- 時間 午後7～9時
- 回数 8回
- 定員 30人
- 受講料 無料、ただし、教材・材料費等は自己負担。
- 申込み方法 随時受付けていますので、電話でお申込み下さい。
- お問い合わせ ☎ お申込み・お問い合わせ

※ ◎ 申込み方法 随時受付けていますので、電話でお申込み下さい。

◎ お申込み・お問い合わせ

〒 805 北九州市八幡東区尾倉一丁目15番2号

北九州市立尾倉公民館

☎ 661-0516

第2分科会

学習情報の提供と公民館

討議のテーマ 学習情報提供・学習相談の拠点としての公民館のあり方を考える

- ・学習情報の効果的な収集と提供のあり方について
- ・学習相談事業のあり方について

助言者	県立社会教育総合センター副所長	小野敏弘
司会者	県教育庁南筑後教育事務所 主任社会教育主事	河野博 續
記録者	鞍手町中央公民館 社会教育指導員	二羽 浩
会場責任者	鞍手町中央公民館 社会教育指導員	篠原道久

学習情報提供と公民館

津屋崎町中央公民館長

後藤申吾

はじめに

今、社会は科学技術の進歩、国際化、情報化、更に長寿社会へと急激に変化してきている。この変化の中で町民の価値観は「物」から「心」へと大きく変わり、うるおい、やすらぎ、という心の豊さや、温かみのある地域社会を創ろうとする気運が高まってきた。

このような中であって、まちと町民に与えられた課題は、本町独立の文化、風土を生かした魅力あるまちづくりであり、本町で生れ育ったことを誇りに思い、住んでよかったという町づくりを実現することである。

このため、本町はまちの将来像として「心のふるさと、つやざきまち」の創造を、まちづくりの目標にかかげ今日まで歩んできている。こうしたことからまちの将来像を生涯学習の基本構想の中心(核)にすえている。

1. 津屋崎町の概要

津屋崎町は九州の北端、福岡、北九州両政令都市のほぼ中間に位置し、玄海灘に面しており宗像市、福岡町、玄海町に隣接し緑り豊かな町である。

東西 5.6 Km、南北 10.3 Kmの南北に細長い

町で面積は 23.28 km²町全域の約 25%が山林です。人口は約 13,000 人の小さな町で昭和 31 年に玄海国定公園に指定され風光明媚な自然景観を形成している。

2. 生涯学習の取り組み。

津屋崎町は文部省から平成 2 年度「生涯学習モデル町」として指定を受けた。

① 住民意識調査実施

町民20才以上1,000名を対象に男女別、年齢別、地域別のアンケート調査を実施した。

② 生涯学習ガイドブック作成、各戸配布済

③ 生涯学習ハンドブック作成、各戸配布済

④ 生涯学習町づくり、基本構想策定 (学びあう町、つやざき)

3. 夢、白いキャンパス

毎年、年の初めに白いキャンパスに夢を描く。今年の公民館講座の構図は如何にするか。町民のニーズに答える色彩はどんな色にするか。PR方法は、と構想を検討しより良きものに仕上げ、情報提供と魅力ある夢の実現を推進することに務めている。

4. 公民館講座募集要項一各戸配布

町民大学、婦人大学、青壮年大学、古典大学講座（万葉集）英会話教室については毎年3月中旬までに1年分の日程、学習方法、講座内容、講師名を学習情報の提供として公報により各戸配布を行っている。

これは町民の学習意欲を喚起し自分に適した講座を選択出来るようにするためである。各大学は毎年テーマを設定し変化を持たせている。全体的に受講生は年々増加しているが青壮年大学だけは未だ定員に満たない。今後の大きな課題である。運営方法は自主運営を目指しているが現在のところ婦人大学のみ完全自主運営で行っている。

5. 平成2年から移動図書館「しおさい号」を運行。

津屋崎町では生涯学習事業の推進をしており、公共図書館を「生涯学習を進めるうえで最も基本的な施設」として位置づけ図書館活動の充実をはかっている。

この図書活動をより充実するため、幼児からお年寄まで、だれにでも利用出来る移動図書館を毎週2日、水、土曜日、運行時

間9時30分から15時30分まで町内17ステーションに運行している。この運行と公民館図書室の運営はボランティア男性12名、女性51名布絵本製作7名計70名で組織している。各地区ステーションに貸し出し返却補助員として2名の参加をお願いしている。

本の貸し出し冊数も上昇しており嬉しい傾向を示している。

6. 人材銀行（カメラバンク）登録者募集

本町では生涯学習の一環として「生涯学習人材銀行（カメラバンク）登録制度を設け要請に応じて、町民の学習や活動を援助することになっている。

この制度はボランティア的な意味も含んでいる。

7. おわりに

- ① 公民館は町民の心の中心的役割をはたさなければならない。
- ② 公民館には、ふれあいがあり、楽しいところでありたい。
- ③ 公民館だけが立派でも心のこもった運営がなければ公民館とはいえない。

学習相談事業のあり方を求めて

矢部村中央公民館長

大淵和夫

〇はじめに ～サバイバル矢部～

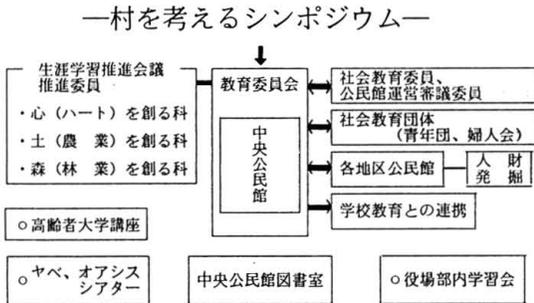
奥八女の地矢部村は福岡県南東端、有明海にそそぐ矢部川の源流、東は豊後、南は肥後とのくに境、もつとも空気の清澄度を持つ山里である。県下で一番天にちかい釈迦、御前の山頂から四季の風を呼び、風は山峡をぬって溪流の音にとけ、シャクナゲ、ドウダンツツジの花影に悠々の時をつつむ。森に漂う狭

霧の中にときとして古代八女津媛の華麗な容姿、中世期南後征西將軍宮の哀史があぶり絵のように浮かぶ村だちでもあるが、今、グローバルな視点から21世紀の近未来をいかにクリエートするか、とっておきの風光、自然をあたたく守り、さらに新たな躍動をくわえようと、村は福祉、交流、生涯学習の推進を基調にした「21世紀にむけて、みどり豊か

な人情風土の矢部村を創る」ように努めている。

1. 情報発信基地としての中央公民館の機能の検討

(1) 人的ネットワークの構成



ア、産業、文化、教育の各面における新鋭リーダーを発掘、それぞれの課題に積極的に対応できるリーダーを発掘、養成につとめている。このメンバーが情報発信者となったり、住民の学習要求の相談者となるようにネットワークを整備しつつある。

(2) 自ら学習意欲を充足させ得る中央公民館内の学習環境整備

ア、新聞(朝日、毎日、読売、日経、サンケイなどの中央紙はじめ地方紙)

- 公民館のロビーに整備し、眼をとおしてほしい記事には朱をいれておく(ちょっと公民館に立寄れば、どの新聞でも読めるように)

イ、各団体活動状況のビデオを整備する。

(各団体、学校などの活動を相互理解できるように)

液晶ビジョンによって映写

ヤベオアシス、シアターとの連携

ウ、研修旅行出張者のおみやげコーナー

- ・青年の船や、ブラジル農場体験者の写真、絵ハガキ、当地の状況を紹介

するコーナーを設定し、村民の活動状況を認識する。

エ、郷土の歴史地理への認識を深める掲示板の整備

オ、図書室通信「ホテル」の刊行

2. 目標(T)計画(P)実践(D)評価

(S)のサイクルをととした公民館の経営

- 少人数の教育委員会、公民館の職員構成では、各自の職務を核に、連帯協働していくような有機性を持つことがもっと肝要である。そのためには、事業活動に対する共通理解が前提条件となる。

- 本村の中央公民館における学習相談事業については、現在までもっとも成果をあげたと考えられるのは、図書室における読書相談である。司書の熱心な研修によって、図書室経営が常に小さな目標とはいえ、その達成のために計画的に整備されていったからである。

- 今年度は図書室通信「ホテル」の発刊によってさらに幅が拡大するものと期待している。

3. 今後の課題

- (1) 生涯学習の村づくりには、生き甲斐を持ち、常に内面的な心の充実を図るように学習内容(各種研修講演会や学習講座)を見なおし、村民のニーズに対応した方法、場を設定すること。

- (2) 中央公民館内における学習教材を効果的に整備すること。

※サービスに専念できる職員の少ない公民館では、村民が自分で課題解決ができるように情報資料を常に新しく整備しておく。

- (3) 年間活動を評価反省し、記録を必ずまとめること。ともすれば事業成果についての評価が怠りがちとなっている。

○むすび

中央公民館は、広く情報を収集し、村民のより心情豊かに精神生活が拡充できる窓口でありたい。

第3分科会

学習集団の育成と公民館

討議のテーマ 学習活動を結ぶ拠点としての公民館のあり方を考える

- ・学習団体・グループの育成と援助のあり方について
- ・学習団体を結ぶ連絡・調整のあり方について

助言者 元県立英彦山青年の家所長

原田 修 次

司会者 県教育庁筑豊教育事務所 主任社会教育主事

谷口 英 司

記録者 若宮町中央公民館 館長

有田 東 彦

会場責任者 若宮町中央公民館 公民館係長

山本 和 子

学習団体・グループの育成と援助のあり方について

桂川町教育委員会 社会教育主事 伊藤 秀 一

1. はじめに

桂川町の概要

本町の総面積は20.07km²で福岡県のはぼ中央に位置しています。桂川駅はJR篠栗線で博多まで28分で結ばれ、毎日1,500人の通勤・通学者でにぎわっているところです。人口は14,604人（男6,919人・女7,685人）高齢者人口は2,459人で、高齢化率は16.8%となっている。本町は「文化の薫り高い心豊かな桂川町」をモットーに町づくりを進めている。平成2年4月17日に町制施行50周年を迎え、その記念事業の一環として新庁舎の建設・文化の拠点としての住民センターの建設及び特別史跡王塚古墳の特別公開等々1年間を通しての記念事業は30を数えたところである。

2. 高齢者ボランティア養成講座(昭和63年度)

桂川町では、高齢者を対象とした「ことぶき大学」を開設している。数ある講座の中でも、受講者数・出席率は群を抜いている。学習プログラムは、一般教養を受講した後三つの専門講座ごとに分かれ楽しんで学習している。今後の高齢者学習のあり方について検討した結果、もっと学習活動を広げる観点から

昭和63年度に高齢者ボランティア養成講座を新設した。

3. 図書室ボランティア養成講座(平成元年度)

平成2年度に新しく住民センターが建設されたが、町公民館は、そのまま存続し図書室の整備充実を図ることとした。現在の図書室は狭く、蔵書も少ないし、広報活動もほとんど行っていないため、当然利用も少なかった。

養成講座も2年目に入った昨年は、実践活動の段階を迎えていたので、本が好きな高齢者を対象に講座を開設した。また、小学校PTAの影絵のサークルにも呼びかけ、一緒に学習し、講座終了後にも会合を持ち「貸出業務」、「環境整備」（ポスター貼紙作成等）「絵本の読みきかせ」、「図書整理」と各人希望の業務と時間帯について話し合い、本年度には図書室で活動できるところまで発展した。

図書費も平成2年度までは、20万円であったが本年度からは100万円に増額となり、ボランティア活動の援助と図書業務の充実から、今までおいていなかった司書を本年度から採用している。

4. 文化財ボランティア養成講座（平成2年度・3年度）

現在装飾古墳の中で、国指定特別史跡は、本町の王塚古墳と奈良県明日香村の高松塚古墳の2つだけである。昭和62年度を第一期工事として始まった保存整備事業も終りに近づき、町制50周年記念事業の一環として、平成2年11月には実に23年ぶりに、7日間の特別公開を行い、全国から約5,000人の考古学ファンが、遠くは北海道から訪れた。また、本年4月には、3日間の特別公開で、4,000人を超える見学者があった。

その時、大活躍していただいたのが文化財ボランティア養成講座のメンバーである。

町内には、歴史に興味をもった高齢者が、たくさんおられることがわかり、桂川町の「宝」である「王塚古墳」を中心とした町の歴史を見直していただくような養成講座を、平成2年度（昨年）から実施した。昨年秋に特別公開を実施したわけであるが、高齢者ボランティアの皆さんは、王塚古墳で「受付係」から「案内係」、「ビデオ放映係」、「ドア係」、パンフレット、絵ハガキ等の「販売係」そして一番肝心の「説明係」までも担当していただき、町当局としても大変助かったところである。特に、「説明係」については、全員が説明できるまでにはなっていないが、考古学の先生の説明を何回も聞いているうちに、その説明方法も覚え、交替で説明が出着るようになった。

本年度も、同講座を実施していく中で、もっともっと王塚古墳を中心とした郷土の歴史を勉強したいという要望から「郷土歴史学習会」（仮称）発足へ向けて具体的な動きが始

まっている。

5. 今後の課題

(1) 高齢者の生きがいを促進する事業の一つとしてボランティア養成講座を実施した訳であるが、大切なことは、ソフト面の「活動の援助」とハード面の「場の提供」ではないだろうと思っている。

いくら養成をしても、「活動はどうぞご自由に」では、活動も十分には発揮できないのではないだろうか。そこで、活動を支援する公民館事業のあり方を考える必要がある。

ボランティア活動も積極的に展開していくとその領域が、行政の業務と一部重なる部分ができるだろう。その場合、行政の枠組みの中だけでボランティア活動をとらえるのではなく、ボランティアが「いつでも、好きなときに、好きな活動ができる」ことに視点を置き、枠を取り払った状況の中で十分活動できる条件整備に努力すべきである。

(2) この講座も、高齢者を対象にスタートしたが、講座を進めていくうちに、図書ボランティアについては若い人たちも徐々に増え、楽しい雰囲気の中で学習することができた。また、町内には5つのボランティアグループ（豊かな老後を考える会約200名、すみれ会20人、手話の会20人、点訳の会15人、あじさい会10人）がある。今までは、サークル間の連携・協力が十分ではなかったが、最近サークル間の連絡会議を持ち、情報交換を行いながら、今後はお互いのボランティア活動を連携・協力していく方向で話し合いが進んでいる。

長尾公民館「青年学級」と地域との かかわりについての公民館の役割

福岡市長尾公民館主事

市 吉 孝 造

1. はじめに

(1) 地域の概況

- ア. 福岡市の中心部に近く、交通の便が良く、ビル化が進んできた住宅地帯である。
- イ. 5,108世帯、12,635人（平成2年度の国勢調査による）

(2) 学習集団の姿

- ア. 31のサークルと国県補助の青年学級。
- イ. 市単独事業の高齢者教室。
- ウ. 公民館講座の婦人学級・同和教育研究会・講演会・着付教室・おせち料理など。
- エ. グランド利用のスポーツ教室・少年サッカー・少年野球・子ども会ソフト・幼稚園のサッカーなど。
- オ. 地域体育振興事業に基づくビーチバレー・バドミントン・ママさんソフト・春夏の青少年キャンプ・ママさんバレー・壮年ソフト・老人親善ゲートボール・グランドゴルフ・ペタンクなど。

(3) 連絡と調整の方法（時間と場所と考え方）

- ア. 長尾公民館利用運営の手引きの活用
- イ. 年5回のサークル代表者会の開催
- ウ. サークル講座部屋割表の作成と掲示
- エ. 部屋別利用案内黒板の活用（玄関）
- オ. 借室予約事務の明確化によるトラブルの防止。
- カ. 地域体育振興事業に基づく各種スポーツに対するバックアップ
- キ. クリスマス子ども会・少年キャンプと青年学級との連絡・調整
- ク. 高齢者教室のスポーツ系での老人クラブと体育振興会とのタイアップ
- ケ. 長尾小体育館及び友泉中体育館利用に

ついての交渉と世話など。

2. 長尾公民館「青年学級」と地域との関連

(1) 発 足

- ア. 昭 27. 1. 1 公民館開設（市内初10館）
- イ. 昭 45. 5. 18 青年学級開設

領 域	男(人)	女(人)	計(人)	年回数
○フォークスクール	13	10	23	45
○キャンプスクール	18	16	34	109
○合同青年学級	31	26	57	16

平成2年度実績

（計170回）

ウ. 福岡市公民館「青年学級」の制度

- 振興法に基づいて設定された目的により、1学級30人以上で、年間100時間以上学習し、開設期間1年以上の継続事業であること。年間予算は、60万円である。

(2) 具体的活動内容

ア. 公民館をベースにしている活動

- 合同青年学級
一般教養を高めるために、大学教授等を招いて講義を受ける。また、茶道・アマチュア無線など実技を磨くことも。
- キャンプ・スクール
糸島郡前原町瑞梅寺山の家で、3泊4日のアドベンチャー少年キャンプを実施し、青少年の心身の成長を促進した。
- フォーク・スクール
フォークソング・フォークギターで音楽を楽しむ。

イ. 高校生中心のジュニアリーダー組織を作り、自主的な活動ができるようにした。

ウ. 子供会活動に積極的に協力している。

エ. ハイキング・サイクリング等楽しいこととは何でもやってみよう精神でやる。

(3) 公民館の役割

ア. 青年学級の指導と世話は、館長の指示により主事が直接行っている。特に少年キャンプの場合は、小・中学校や保護者への対応にも意を用いている。

イ. 文化祭の前後には、サークル代表者との間をとりもち、準備・当日・後始末まで、支障のないよう取り計らっている。

ウ. 子供会への指導者の派遣・助力や各種団体との連絡・調整及び近隣住宅への配慮など、細かい点まで気を配っている。

(4) 支持グループ「ウハウハ長尾」の活動

ア. ヒューマンネットワークの拡大を図る。

イ. 同調志向活動グループに協力する。

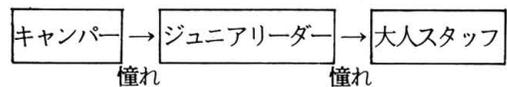
ウ. 回覧版ウハウハ（新聞）を発行する。

エ. ジュニアリーダー組織を設定する。

オ. 事務局（アパートの1室借用）を設置

3. 評価と成果

- (1) 各サークル間・主催事業・団体事業その他の公民館利用は、今のところ順調である。
- (2) グランド利用・館外活動も、現在のところ良好な進み方をしている。
- (3) 青少年では、縦社会の人間関係が成立し、保護者に喜ばれている。



(小4～中2) (高校生)

4. 今後の課題

- (1) 講座生・サークル会員等の増員の方法
- (2) 館報を中心とした宣伝方法の改善
- (3) スポーツ教室実施等による少年キャンプ参加者の確保と親の理解の進展を図ること。
- (4) 地域各種団体との今以上の交流と連絡・調整の必要性が不可欠であること。

第4分科会

学習・交流活動の推進と自治公民館

討議のテーマ 学習・交流の場としての自治公民館のあり方を考える
・地域住民の学習活動を推進する自治公民館のあり方について
・地域住民の交流を推進する自治公民館のあり方について

助言者 純真女子短期大学教授 川原 黎 治
司会者 県教育庁京築教育事務所 主任社会教育主事 上田 初 利
記録者 小竹町中央公民館 係長 青野 幸 徳
会場責任者 直方市中央公民館 主事 草野 松 照

「地域住民の学習活動を推進する 自治公民館のあり方について」

田川市下伊田西公民館長 山本 守 雄

1. はじめに

あなたの目の前に重たい荷物を持って立っているお年寄りがいる。あなただったらどうするだろうか。きっと「どうぞお座り下さい」と席を立つであろう。そんな素直な自然に出る心、それがボランティアである。わたしの心の中から自然に沸き出る温かい心、それは言葉でもなく文字でもない。そこにあるのが公民館だとかんがえる。

田川市それは旧産炭地からの脱皮をはかり、新しい緑の工業都市をめざして六万市民あげてがんばっている町である。私達下伊田地区は昔からの農業地域であるが、炭鉱鉱害による田畑の陥没の傷跡のため、農作物の生産もままならない現状です。したがって地域の農家の人は日雇労働で生計を維持している現状である。そんな地域ですから住民の80パーセントぐらいは先祖代々から住んでいる方がいた。残りの20パーセントが外から移りすんできた方々である。世帯数は124世帯、374名である。

2. 学習活動を展開するために。

(ア) 地域の白書づくり

まづ、地域の実態をきめ細かく知っておく必要が大切なことだとかんがえる。公民館には代々地域の実態白書があるが、年度始めに修正をしている。

地域の実態白書（平成3年度）

- ・世帯数 124世帯
- ・住民数 372名
 - ・幼児（小学生以下） 11名
 - ・小、中学生 49名
 - ・青年（高校生を含む） 23名
 - ・高齢者（65才以上） 71名
 - ・青、壮年 218名

(イ) 学習を系統化するための団体組織づくり

なによりも、学習を組織し系統化するためには住民の「ねがい」や地域、家庭の課題を掘り起こし、明らかにすることが原点だと考える。そのために団体別の会議などで汲み上げるが大変大切な要素であると思い、地域内の既存の団体を含め、新しく下記の団体を組織化した。

地域内の団体と内容

・老人クラブ	会員数	37名
・子供会育成会	会員数	33名
・若竹会（青壮年）	会員数	35名
・若妻会	会員数	22名
・わくど会（未亡人）	会員数	17名
・独居家庭		5名
・子供会（小33 中16）		49名

3. 活動の内容

- (ア) 老人クラブの主な活動と学習
 - ・会員相互の親睦を図る活動と学習
 - ・健康管理のためのゲートボール他
 - ・社会奉仕のための地域の清掃
 - ・子供会、若妻会との交流（会食会）
 - ・若竹会との交流と合同学習会
- (イ) 子供会育成会の主な活動と学習
 - ・子供会育成の事業の参加
 - ・会員相互の親睦会
 - ・青少年育成の家庭教育講座
- (ウ) 若竹会の活動と学習
 - ・会員相互の親睦と情報交換
 - ・独居老人家庭への訪問活動
 - ・独居老人家庭の奉仕活動
 - ・地域の年間行事の主体的とりくみ
 - ・地域課題解決のための学習
- (エ) 若妻会の活動と学習
 - ・定期的な会合で会員の親睦
 - ・子育て学習会、青少年問題学習
 - ・健康と美貌のユニーク体操
 - ・わくど会との交流と学習
 - ・独居老人へのかかわり（会食など）
- (オ) わくど会の活動と学習
 - ・会員相互の親睦
 - ・公民館の清掃活動
 - ・カラオケでの歌の練習

(カ) 子供会の活動と学習

- ・毎週水曜日の「わかば学級」開設
- ・地域の文化の掘り起こしと聞き書き
- ・地域の歴史を残す「かみ芝居」の製作
- ・年間行事への計画と参加
- ・空カン捨て登校の実施

以上が各団体が主催するおもな行事と学習活動である。

4. 評価と成果

みんなの台所であり、誰でも、いつでも集って話し合いができ、そこから自主的な学習や活動がはじまる。そのために組織化した各団体は、自ら地域をよくしていこうという意欲が見え始めたのは大変よろこばしいことだと思う。また、地域住民全体での学習や行事も大切にしていきたいと思う。このような学習や行事をとらして、いま私達の地域はかわりつつあると信じている。

5. 今後の課題と方向性

田川市に自治公民館が生まれて40余年、激動の時代を経て、いま21世紀を展望した新しい「町づくり」を創造する公民館の在り方が問われるようになった。急激に変化する時代、私たちは、いま先人の足跡に学び、地域の現状をただしく認識し、発想の転換、充実につとめ行動力をもって実践することが何より肝要だと考える。私達の地域公民館は、いままで作り上げて来た既存の団体のニーズを基底に据えて、誰もが住んでいてよかったと思うような地域作りを進めたいと思う。そのような生涯学習時代に対応できる公民館活動の本年度の目標は、高齢者の福祉と人権を大切にする地域をめざして、学習や活動を展開していきたいと考えている。

菟田町 今古賀コミュニティセンター の現況について

菟田町今古賀コミュニティセンター 三宅 昭

私が居住している今古賀団地は、菟田町土地開発公社が造成した新興住宅地で、宅地の分譲区画数は310区画、そのうち現在の建築居住戸数は255戸である。

居住者は比較的若年層が多く、ほとんどがサラリーマン家庭であり、地元出身の家庭は全体の1割に満たない。

昭和55年に宅地の分譲が始まり、56年の秋に団地内の自治組織として「今古賀区」が発足したが、ややもすれば新興住宅地にありがちな「地域の空洞化」にならない様に、区の発足当初から「住民間の親睦・交流の促進」をスローガンとして、コミュニティづくりに取り組んできた。

そして、昭和59年3月には福岡県モデルコミュニティ地区の指定を受け、昭和60年度コミュニティ助成金および区民全戸からの拠出資金によって、団地内にコミュニティセンターを建設した。(60年12月落成)

コミュニティ活動の推進には、適切な施設と、それを運営する組織が必要であり、それについて現状は概ね次のとおりである。

コミュニティセンターの概要

1. 敷地(376㎡)は、団地内公園の一隅を菟田町から無償借用している。
2. 建物(鉄骨2階建、延べ416㎡)の主な施設は次のとおり。
 - (1) 会議兼研修室(37㎡)
 - (2) 和室(8畳・10畳の2部屋つづき)
 - (3) 調理室(34㎡)
 - (4) コピー印刷室(8㎡)
 - (5) レクリエーションホール(150㎡)
 - (6) 他に、玄関・階段室、放送室、倉庫、

便所を有す。

3. このセンターは公園内の建物であり、あたかも学校における校舎と運動場の様な位置関係にあって、ここではグラウンド(少年ソフトボール程度は充分やれる)付きのコミュニティセンターであると申し上げておく。

コミュニティセンターの運営は、次に述べる「区会」および「コミュニティ協議会」の各役員と、子ども会育成会、婦人会、老友会の各会長とで構成された運営委員会がそれに当たっている。

ここで「区会」とは一般的な自治組織であり、「コミュニティ協議会」は住民参加によるコミュニティ行事の企画実施を担当しており、区長(区会の代表者)が協議会々長を兼任している。

コミュニティセンターには専従の管理人を置かず、利用者の責任(戸締り、火の用心)において区民に開放している。又、区外者から利用の申し込みに対しても、特別な支障のない限りそれを認めている。

コミュニティセンターの運営費は、区民全戸から徴集した会費と、センター使用料(区民が使用の場合は原則として無料)を以ってそれに充当している。

次に、センターおよびグラウンドを根城としたコミュニティ活動の概況について述べる。

1. 全戸に呼び掛けての全体的行事

環境美化(毎月1回)、神幸祭(4月)、盆おどり大会(8月)、運動会(10月)、芸能大会(2月)、文化サークル作品展示会(5月と11月)など四季折々の行事は、

いづれもセンターとグラウンドをフルに活用し、団地を挙げての行事であり、区民相互の触れ合いの場として非常に有意義である。

2. サークル活動、その他

囲碁、将棋、華道、花木、手芸、日舞、民謡、社交ダンス、ジャズダンス、健康体操、卓球、ゴルフ、バドミントン、ソフトボール、走ろう会の計15の自主サークルがあり、その他に子ども会育成会、婦人会、老友会等の組織別行事や、小グループの会合等、すべての日常活動はこのセンターとグラウンドを用いて行われている。

なおここで、コミュニティセンタ設備のうち、「コピー印刷機」がコミュニティ活動に大きく貢献していることを特に付言しておく。

しかしながら、私共の今古賀区も発足してから早くも10年を経たが、コミュニティ活動にマンネリの影が映りつつある。

区民にとって魅力あるテーマは何であろうか、限られた予算の範囲内でマンネリ化

の打破に色々と工夫を凝らしている次第であるが、何事もそんなに容易に運ばない。

昨今の多様化する価値感、主婦の社会進出による余暇時間の減少、活動に対する一部拒否反応、そして役員就任忌避の傾向など、コミュニティ活動を進める上で色々な問題がある。

これらの問題を乗り越えてゆくには、

- (1) コミュニティ情報を提供する努力によって、区民の関心を絶えずつなぎとめること。
- (2) 住民参加を前提として、広く役割を分担し合う協力体制をくずさないこと。
- (3) そして何よりも、私共役員が腰くだけにならず、活動を継続する姿勢を明確にすること。

等々、日常の地道で普通のことの積み重ねが、コミュニティセンターの存在を意義あらしめる結果につながるのではないだろうか。

「中身あつての容れ物」とよく言われているが、そのとおりだと考えている。

第5分科会

同和教育の推進と公民館

討議のテーマ 同和教育を推進する公民館のあり方を考える

- ・同和教育の学習計画と展開のあり方について
- ・同和問題解決のための啓発活動のあり方について

助言者	県教育庁指導第二部同和教育課 指導主事	西 弘
司会者	県教育庁福岡教育事務所 主任社会教育主事	藤波 紀彦
記録者	中間市中央公民館 主事	山崎 淳子
会場責任者	中間市中央公民館 係長	工藤 輝久

一人ひとりが大切にされる 地域づくりをめざして

那珂川町中央公民館長

内野 秀 範

1. 那珂川町の概要

福岡市の南部に位置し、町面積約74km²の75%が山林で、その中央部を那珂川が南北に流れ、水と緑にふさわしい町づくりを進めている。

北部は約220haに及び土地区画整理事業によって都市化が急速に進んでおり、昭和31年の町制施行時約9,000人の人口が現在、約37,000人に増加している。また、新幹線博多南線開通に伴い、今後さらに都市化が進み、人口の増加が予想される。

中部は田園、南部は山林が広がっており、大型団地造成以外にはその様相はほとんど変わっておらず、人口の伸びも緩やかである。

2. 区（自治）公民館の概要

(1) 組織

37行政区に38の区公民館が組織され、地域の実情に沿った独自の活動が区公民館長を中心に展開されている。

昭和50年当初から区公民館組織が徐々に拡充され、町公民館長会が結成され、

昭和57年に区公民館役員全員で区公民館連絡協議会（以下公連協）が発展結成された。公連協結成以来、区公民館活動に専門部体制（総務、文化、成人、青少年育成、体育、環境衛生、同和問題研修）導入の行政指導を行っているが、完全なものとはなっていない。

(2) 区公民館同和問題研修部長設置の経過

一人ひとりが大切にされる公民館活動の実践こそが、差別のない明るい社会づくりへの基本であり、区公民館単位での同和教育の推進が急務であるとの認識に立ち、区公民館同和教育部の設置を公連協との連携により推進した。

昭和60年度に2館、61年度には9館に設置され、一部で研修会等が実施されたが、「現実問題として、同和教育部長による研修会等の実施は専門知識もなく不可能に近く、まず自ら学習することが先決である」という意見が昭和62年度に公連協から出され、部の名称も同和問題研修部と改め、昭和63年度には14館、平成

3年度には25館に同和問題研修部が設置されるに至った。

同和問題研修部長が設置されるに至った。

3. 中央公民館としての施策

平成2年度に区公民館活動費補助金交付規定の中に同和教育の推進という項目を盛り込み、僅かではあるが補助金額の増額を行った。これにより、区公民館の事業計画に盛り込んでもらえるようになった。

研修部長設置について、社会教育課、同和対策室とともに区長会を通じて依頼を行うとともに、「行政職員が自ら」の観点から未設置区在住の行政職員への依頼を課長会議等を通じて行った。

4. 公連協における同和教育の取り組み

毎年公連協の重点目標の中に、同和教育の推進を盛り込み、館長、同和問題研修部長を中心に、公民館における同和教育の必要性またその重要性を認識するための学習を基本として据え、同和問題を自らの問題として各区公民館における同和問題研修会等の設定をするための取り組みを行っている。

・同和問題研修会

年間5回（昭和62年度から実施）

・役員研修会

年間1回（啓発強調月間の取り組み）

・町公民館大会

年間1回

・その他館長、主事会等の各種会議での学習

5. 区公民館における同和教育の取り組み

研修会開催が、平成元年度には6区公民館8回であったものが、平成2年度では17区公民館19回と急激に増加している。これは、補助規定の変更や公連協役員と連携を密にした日常的な取り組みの成果と考えられる。

現在のところ、研修会は区公民館独自で設定し、「なぜ公民館での同和教育が必要か」を柱に、テーマ、内容については、要望も含めて行政と協議を行い、具体的運営については、具体的運営については、社会教育課を中心に、行政側で行っている。

6. 問題点

- (1) 区公民館役員は、交替が多くカリキュラムの設定が難しい。
- (2) 公民館によっては役員の人材が不足している。
- (3) 他の行事も含めて行事消化のための取り組みになりがちである。
- (4) 区役員や他の団体役員との連携が不十分である。
- (5) 他の公民館事業が優先されるケースが多い。
- (6) 地域啓発のための専門職員が不足している。

7. その解決に向けた今後の課題

(1) 公連協として

① 学校教育、家庭教育との結合

- ・自らの身近な問題として人権問題をテーマにしたPTAとの懇談会や、地域懇談会等の設定。
- ・社会教育関係団体との密接な連携。

② 事業のマンネリ化の脱却を図り、役員の意志が反映できる活動を実践するための人材育成。

- ・研修会、先進地視察や区公民館相互のより綿密な交流。

③ 自主的な取り組みとしていくため他の専門部とともに、同和問題研修部長会を組織し機能させる。

(2) 区公民館として

- ##### ① 同和教育を基本に据えた公民館事業の実践

- ② 区公民館役員どうしの人間関係をつくる。
 - ③ 青少年育成に重点を置き、後継者、人材の育成に努める。
 - ④ 区役員等との連携をより密にする。
 - ⑤ 単発ではなく、同和教育を定例的な事業として位置付ける。
- (3) 中央公民館として
- ① 行政内部や関係機関との連携を密にし、町としての方向性や具体的進め方、年度計画を明らかにする必要がある。
 - ② 住民に参加意識をもってもらうため本音の部分で論議できる場（研修会や日常的な会合等）の設定を行う。
 - ③ 地域における同和教育推進の拠点として、未設置区の研修部長設置を早急に進める。

8. おわりに

区公民館同和问题研修会で、「あんたたちが、それを言うから知らない者まで知ってしまうのが」「あそこばかり良くなって」という意見が大半を占めている。今まで、何度も行政主催の研修会に参加した人からの意見が多い。これは、同和問題が自分の身近な問題としてとらえられてなく、研修会に参加させられたという、受け身の体質にはかならない。また、そのことが差別であるという認識にまで到っていない。

いつでも、どこでも、だれでも、だれでも気軽に参加できる公民館活動を、日常生活と結び付け、一人ひとりが大切にされる地域社会の実現に住民が目を向ける公民館活動の実践とは何かが求められている。

公民館における「同和」教育の取り組み

小郡市教育委員会 社会教育係長 野田 眞良

1. はじめに：小郡市の概況

小郡市は、福岡県の南部に位置し、人口約4万8千人。交通の便利さで、福岡・久留米両都市のベッドタウンとして、近年人口が増加してきています。

小郡市では、かつて行政主催の「同和」問題地域懇談会が取り組まれてきました。しかし、校区の課題に沿った話のできる組織を設置する必要性を感じ、小学校区に人権啓発推進委員会を組織しました。

また、小郡市「同和」教育研究協議会も結成以来10周年を迎えました。

2. 公民館における取り組み

小郡が本当に住みよい町になるためには、

市民の学習の場で、「人権」を尊重する資質を倍うことも公民館の役目であると考えます。

サークル活動においては、サークル生に対し、また講師に対しても、公民館が直接「同和」教育について提起することはありませんでした。

「人権」教育や「同和」教育について消極的な発言がきかれました。

公民館として、このことから以下の課題を整理しました。

- 1) 公民館が、貸館的になり市民に対する行政としての主体的な指導の場が少ないのではないか。

2) 職員自身が、差別を見抜く目をもっと鋭くするべきではないか。

3. サークル講師会における「同和」教育研修
以上の状況を踏まえ、講師に対する「同和」教育研修は早急にすべきと、「同和」教育研修会を行いました。

次に、サークル開講式にサークル生に対し「同和」問題学習の時間を設定しました。

4. 職員研修

差別を職員が見抜いてるのかが問われます。

そこで、職員で久留米藩の部落の歴史を現地に学ぶ学習会を取り組みました。

また、日常的に学級、講座において、人権の視点を基礎に据えることを基本に、取り組むことを確認しています。

5. 婦人会における取組み

小郡市婦人会は、3年前まで、年に一度のいわば「義務的」な「同和」教育研修の姿がありました。

1989年の開講式後、各校区とも、「婦人会活動と『同和』教育」というテーマで学習をした後、人権を基本に据えた年間学習計画を立てました。

さらに、今まで婦人会としては各校区ごとに、人権学習をしていたのですが、89年度は支部でも初めて人権学習をもちました。

今まで3年間の学習を踏まえ今年の婦人会学習では、部落の歴史の実際に学ぶ、ということで、部落差別に関わる有馬藩の政策を、現地研修で学ぶようにしています。

年1回は「同和」教育を学習計画に入れておくという形式的な点を克服し、「同和」教育を学習の基本に据え、積極的に日常的に「同和」教育研修を提起していくことが大切だと思います。

6. 終わりに

中央公民館は市民と直接接するところであり、普段着の市民の姿がそこに表われます。心の奥底にある、差別意識が、日常生活の一場面であつと表面に表われることがあります。

その場面を的確に捉えて、指導助言ができる職員の資質の向上と学習研修の強化が今後の課題です。

市民の学習要求は、今後さらに広まり、専門化していきます。これからの「生涯学習社会」に向けて人的な体制充実も緊急課題です。

参 考 資 料

- (1) 公民館の整備・運営の在り方について
—生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会中間報告—
- (2) 福岡県公民館大会年表
- (3) 福岡県公民館連合会加盟郡公民館連合会一覧
- (4) 県内公立公民館一覧

公民館の整備・運営の在り方について

平成 3 年 6 月

生涯学習審議会
社会教育分科審議会施設部会

目 次

1. はじめに	47
2. 公民館の現状と課題	47
〔施設・設備の整備〕	48
〔職員体制〕	48
〔運営〕	48
〔事業〕	48
〔他の施設との関係〕	49
3. 生涯学習時代における公民館活動の在り方	49
(1) 公民館活動の多様化・活発化	50
① 多様な学習機会の提供	50
② 自発的な学習活動の援助	51
③ 学習成果活用場の配慮	51
(2) 学習情報提供・相談機能の充実	51
① 学習情報の提供	51
② 相談機能の充実	52
(3) 地域活動の拠点としての役割	52
(4) 生涯学習関連施設等との連携	53
4. 公民館運営方法の改善と職員体制の充実	53
(1) 運営方法の改善	53
(2) 職員体制の充実	54
5. 公民館整備の方向	55
(1) 公民館の整備の目標と地域内配置	55
(2) 生涯学習を推進する公民施設・設備の整備	56
6. ま と め	57

1. はじめに

今日、我が国では国際化、情報化、高齢化、所得水準の向上や自由時間の増大等社会の急激な変化が進む中で、21世紀に向かって活力ある社会を築き、国民一人一人が生涯にわたってうらおいと生きがいを持って充実した生活を営むことができるよう、生涯学習社会の実現を図ることが重要な課題となっている。

生涯学習社会においては、人々が自発的意思に基づいて、人生のあらゆる時期に、必要に応じ自己に適した手段及び方法を自ら選び学習ができるよう多様な学習機会を提供することが強く求められる。

社会教育は、学校教育とともに、学習の機会を提供する主要な場としての役割を担っており、その重要性はますます増大するであろう。

社会教育を振興するためには、各種の学習活動の拠点となる社会教育施設の一層の整備充実が求められる。中でも、公民館は、住民の身近な学習・交流の場として今後とも生涯学習の推進に大きな役割を果たしていくものと考えられる。

特に、これからの公民館に課せられた課題は、青少年の学校外活動に積極的に対応することや地域における住民の学習活動が効果的かつ総合的に行われるよう、学校や他の生涯学習関連施設・機関や団体（以下「生涯学習関連施設等」という。）との連携・協力を図るとともに、住民に対する学習情報の積極的な提供に努め、市町村における生涯学習の中核的な施設としての役割を担っていくことである。

このようなことから、公民館が、生涯学習時代に対応し、その期待される役割を十分果たしていくためには、学習需要に積極的に応え得る施設の整備・運営の在り方の検討が必要であり、本分科審議会施設部会において、審議を重ね、今回、ここに新しい時代の公民館の在り方をとりまとめた。

2. 公民館の現状と課題

公民館は昭和21年に文部次官通牒により、戦後の祖国再建の拠点となる地域の社会教育施設としてその設置が提唱され、その後、教育基本法（昭和22年）、社会教育法（昭和24年）によって法的整備が図られた。

以来、公民館は、日常生活圏における住民の身近な学習・交流活動の場として親しまれるとともに、学習活動を援助し生活の改善・向上に大きな役割を果たしてきたが、近年の社会状況の変化の中で、いくつかの課題が指摘されている。

〔施設・設備の整備〕

昭和62年現在の公民館の設置数をみると、17,440館（本館10,851館、分館 6,589館）であるが、いまだ未処置の市町村や地域があるほか、公民館として専用の建物を持たないものや「公民館の設置及び運営に関する基準」にある最低面積（330 平方メートル）に満たないものもあるなど、期待されている役割を考慮すると必ずしも十分とはいえない状況にある。

また、公民館の施設・設備については、情報化社会への対応や高齢者、障害者等への配慮はもとより、生涯学習を推進するための充実した諸施設・設備としての整備が求められている。

〔職員体制〕

公民館が教育機関として学習活動を援助するためには、職員が重要な役割を果たしており、特に、公民館活動を展開するのに必要な専門的知識・技術・経験を有する館長や公民館の主事の配置に努めることとされているが、現状を見るとその専任での配置は不十分な状況となっている。

したがって、専任職員の配置について促進するとともに職員の研修体制の充実も重要な課題となっている。

〔運営〕

公民館の利用は近年増加の傾向にあり、昭和61年度間の利用者数は、延べ1億8,893万人であり、1館当たりになると年間平均約1万人（昭和53年度間6千7百人）に利用されている。

このような利用者の増加や多様な学習要求に応え、かつ、地域課題を的確に把握し、その実情に即した公民館運営を図るためには、公民館運営審議会について、その構成員を幅広い分野から登用するほか、会議の持ち方等に工夫を凝らすなど、より一層の活発化に努めるとともに、開館時間の弾力化、他の生涯学習関連施設等との連携など、利用者、学習者に対する十分な配慮が求められている。

〔事業〕

公民館は、これまで様々な内容や方法によって各種の主催事業を実施したり、活動を展開するなど学習機会の提供に努めてきた。昭和61年度間の、主催事業は、延べ約30万件であり、1館当たりになると、学級・講座は約11件、講演会、スポーツ

大会、文化祭など集会的な事業は約12件開催されている。

また、学級・講座数を学習時間別にみると、20時間未満のものが54%、20時間以上40時間未満が29%という状況にある。

しかし、学級・講座については、学習需要が多様化・高度化していることから、より長期的、継続的な取り組みやその内容等も体系的、総合的なものとして実施する必要がある。

また、公民館での活動をきっかけとして人々が学習意欲を持ち学習能力を身につけることが重要なことから、それぞれの学習活動に対する積極的な援助、協力ができるように、学習情報を提供したり、相談機能の充実を図ることなどが課題となろう。

〔他の施設との関係〕

これまでの公民館は、単独で機能を果たすことが多い状況にあった。

しかし、近年は、図書館、博物館、青少年教育施設、婦人教育施設、視聴覚センター、体育・スポーツ施設、文化施設等の社会教育施設（以下「図書館等専門的社会教育施設」という。）が全国的に整備されつつあり、さらには職業訓練、福祉等の施設・機関や民間の各種の施設も数多く整備されている。

また、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、専修学校・各種学校等（以下「大学等」という。）が公開講座の開設や施設等の開放事業を推進しているほか、民間企業による教育・文化・スポーツ事業も盛んになってきている。

こうした現状から、今後は、生涯各期の多様な学習需要に適切に対処していくため、他の生涯学習関連施設等との連携・協力を積極的に推進していくことが必要である。

3. 生涯学習時代における公民館活動の在り方

公民館は、多様な学習機会や集会の場の提供など地域における住民の学習需要に総合的に応える社会教育施設であり、また、地域社会の形成や地域文化の振興にも大いに貢献するなど、住民の日常生活に最も身近な生涯学習のための施設としてその役割を果たしてきている。生涯学習社会の実現のため、市町村においては、公民館がその中核的な役割を果たしていくことが求められており、特に、中央公民館は、単に学習機会や集会の場を提供するだけでなく、指導者養成などの広域的な事業を実施するほか、当該地域を網羅する各種の学習情報の収集・整理・提供や学習相談の

機能を充実する必要がある。さらに、生涯学習関連施設等との連携を推進し、施設間ネットワーク形成を促進する中心的役割を果たしていくことが期待されている。

(1) 公民館活動の多様化・活発化

① 多様な学習機会の提供

公民館が各種の学習機会を提供するに当たっては、学習テーマ、開設形態、事業の実施方法について住民の学習需要等に基づくなど、より多くの参加者が得られるように努めることが重要である。

学習内容の設定については、世界的な課題である地球環境の保全、資源の有限性、国際理解、男女平等意識の醸成、高齢化社会への対応などの今日的課題について今後とも重視するとともに、地域の自然条件や生活・文化・人材などの特色を十分活かした学習プログラムの開発や地域性のある学習課題を取り上げることも必要である。

また、高齢者や婦人を対象とした事業を引き続き充実していくことはもちろんであるが、青少年の学校外活動の充実の観点から、青少年の発達段階に応じたプログラムの積極的な開発・提供に努めるとともに、働く成人を対象とした事業の一層の拡充が望まれる。

学級・講座等の開設の仕方や形態としては、土・日曜日に重点的に事業や活動を展開するウイークエンドスクール、夜間に開設するアフターファイブセミナー、若者と高齢者との世代間交流事業など多様な事業の工夫が大切である。また、図書館や博物館と共催で実施する学級・講座はもとより、地域の保健所と連携した健康講座、農業協同組合等と連携した地域産業後継者育成事業を実施するなど、地域の社会教育施設や生涯学習関連施設等との共同事業を企画するなど新たな事業の開発が必要である。

さらに、専門的かつ高度な学習需要に応えるには、専門的プログラムや指導者を有する大学等との積極的な連携・協力を努め、共催事業、協力事業などを企画・実施する必要がある。

なお、放送大学は、現在、視聴できる地域が限られていることから、公民館においても放送大学の授業番組をビデオ等で視聴する場を設けたり、印刷教材の提供を図るほか、授業番組を利用した講座を自ら開設したり、必要に応じて、

面接授業や公開講演会等の場を工夫するなど連携・協力のための方策も検討する必要がある。

② 自発的な学習活動の援助

公民館は、住民の自発的な学習活動を奨励し、援助することが重要である。

このため、個人やグループの交流の場を積極的に提供したり、学級や講座などの参加者に対して、自発的な学習グループをつくるきっかけができるように配慮したり、それらのグループの育成・援助に努める必要がある。

また、求めに応じて、個人学習者や種々の学習グループに対し、学習相談に応じることはもとより、活動の場所の提供、教材・資料の提供、講師、指導者のあっせんなどに努めるほか、地域の様々な社会教育関係団体や、生涯学習を実践するグループに対して、積極的な支援を行うことが大切である。

③ 学習成果活用場の配慮

公民館は、学習意欲の向上や学習活動の奨励のために、例えば、多くの住民の参加が得られる文化祭、作品展示会、音楽発表会の開催に努めるなど、学習成果が活用される場としての活動や事業にも配慮することが重要である。

また、リーダー養成研修や学級・講座等の修了者を公民館における事業の指導者、助言者としていたり、地域の人々を施設のボランティアとして積極的に受け入れたりすることを一層促進することが大切である。さらに、このような指導者、助言者等を人材登録し、求めに応じ種々の事業に参加できるようにすることも考慮すべきである。

このような活動は、多彩な人材やボランティアの協力が得られ、多様な活動の展開が可能となるばかりでなく、地域住民の相互の交流を深め、地域社会の形成に役立つと考えられる。

(2) 学習情報提供・相談機能の充実

① 学習情報の提供

地域住民の各種学習活動を援助し、促進するためには、学習需要の把握に努め、必要な情報を的確に提供できるようにすることが大切である。このため、公民館における身近な情報の収集、提供機能の充実が求められており、特に、中央公民館においては、コンピュータ等の利用により、市町村内の社会教育施

設や生涯学習関連施設の種類、利用方法、活動の状況、指導者やその指導内容等に関する情報を計画的、組織的に収集し、迅速、的確に提供できる体制を整備することが期待される。

他方、都道府県においては生涯学習推進センター等を拠点として管内の各種の学習機会等に関する情報のデータベースを構築し、それらの情報を提供し、学習相談に応じるため生涯学習情報提供システムの整備を進めているところである。市町村においては、公民館がこのシステムに積極的に参画して、広域の学習情報を住民に提供できるような体制整備が必要である。

② 相談機能の充実

学習相談は、学習情報の提供と一体をなすものと言えるが、特に、個人やグループの学習者特有の求めに応じ、学習内容、学習計画、学習方法、その他の学習活動にかかわる各種の相談に応じて学習活動の援助を行う機能である。

このような相談機能の充実を図ることにより、公民館は、地域における住民の学習需要の動向を把握する手がかりを得ることとなり、学習者の需要に応える事業の立案が容易となろう。

このような学習相談を効果的に行うためには、学習者の経験や相談内容によっては、外部の専門施設等の協力を得ることも必要である。

(3) 地域活動の拠点としての役割

各種の調査結果では、都市化、核家族化等の社会の変化の中で、地域連帯意識が希薄化し、日常生活において地域社会とのつながりが少なくなっていることが指摘されている。こうした状況の中で、公民館には地域活動の拠点の一つとして、地域連帯意識の形成に資する積極的な役割が期待される。

このため、例えば、地域の伝統文化等を保存継承する活動、地域の環境美化のための活動や世代間の交流活動等を活発にすることが望まれるほか、プログラム化された学習の場の提供だけでなく、地域住民が気軽に立ち寄ってくつろぎ、情報収集、意見交換、アイデア交換などができる自由な交流の場を提供することも大切である。

また、変化する社会状況に対応するために、青少年の地域における種々の自発的な活動などを援助するほか、地域への男女共同参加を支援する身近な拠点の一

つとなること、地域に在住、在勤する外国人等との交流や共同学習を通じて異文化交流や相互理解の身近な実践の場となることなども、今後は一層重要性を増すものと考えられる。

さらに、近年、生涯学習をテーマにまちづくりを展開する例が多く見られる。これは、地域ぐるみで生涯学習を推進するため、教育、文化、産業などあらゆる分野の人々の知恵を出し合いながら、その地域の特色をつくり出したり、心のふれあう人間的なまちづくりを目指すものである。公民館はこうした地域の人づくり、まちづくりに参画し、諸活動の実施に大きな役割を果たすことも期待されている。

(4) 生涯学習関連施設等との連携

公民館が生涯各期の多様な学習要求に適切に対処していくためには、市町村内の公民館はもとより、他の生涯学習関連施設等との連携・協力を積極的に推進していく必要がある。

公民館で行われる学習活動や地域活動の中には、図書館等専門的社会教育施設の協力を得て成果を高めるものもある。したがって、公民館はこれらの地域の社会教育施設や生涯学習関連施設等に働きかけ、各々の専門的な機能や特色を十分活かした活動、共同事業の実施などに努めることが重要である。

また、公民館は、大学等と連携して、それらの有する施設・設備などを有効に活用し、人的支援を得て高度で専門的な事業を展開することが必要である。

さらに、公民館に類似した地域の施設についても、連携し必要な援助をして、住民の学習需要に応ずるようにすることが必要である。

なお、職業訓練施設、社会福祉施設が行う活動や、また、民間企業による教育・文化・スポーツ事業についても、その実情を把握し、必要に応じて住民に対する情報提供に努めるほか、民間企業等との連携についても検討する必要がある。

4. 公民館運営方法の改善と職員体制の充実

(1) 運営方法の改善

これからの公民館は、利用者の立場からより一層利便性、効率性に富んだ施設運営が望まれている。このため、例えば勤労者の夜間利用などのための開館時間の弾力化、青少年が交流、交歓できる場の配慮、家族ぐるみで参加できる事業の

工夫や申込手続きの簡素化など、利用者の実情に応じた運営方法の改善、弾力化を積極的に行うほか、地域住民の学習需要を的確に把握し、これらに対応するとともに、絶えず事業等の評価をし、検討を加えるなどが必要である。

また、公民館の運営の活性化のためには、公民館運営審議会を、適時、適切に開催するとともに、審議会委員として、女性、青年などを積極的に登用し、利用者の声が反映できるような体制となるよう配慮することも重要である。

なお、公民館の管理・運営は市町村教育委員会及び当該公民館が自ら責任を持って対処すべきものであり、教育機関としてその基幹的業務の外部への委託はなじまないが、前述したとおり、公民館に期待される役割は拡大してきており、これをすべて自力で遂行することには限界があると言わざるを得ない。したがって、住民の要請に応え、公民館活動を充実する観点から、委託内容、委託方法など十分勘案し、公共的団体等外部への委託について検討する必要がある。

(2) 職員体制の充実

公民館が名実ともに、地域における生涯学習の中核的な施設として機能していくためには、公民館職員が国際化、情報化、高齢化等に伴う社会的要請、学習需要などを広い視野に立って把握する能力を身につけることが重要である。

また、各種の事業・活動の企画者、実施者として、あるいは、住民の学習活動の協力者、助言者としての役割に対する期待が高まっており、その資質の向上を図ることはむろんのこと、館長、公民館の主事等に専門的知識・技術を有する人材の確保が望まれる。

さらに、公民館職員の配置については施設の利用者が増加傾向にあるにもかかわらず、不十分な状態にあることから、とりわけ中央公民館等本館における専任の職員の配置など、教育機関としての体制整備に努める必要がある。

そのためには、設置者が公民館職員に有能な職員を確保し、配置促進のために格段の努力を払う必要がある。

なお、資質向上のため、現在、国においては公民館経営のための専門講座等が、都道府県においても公民館長研修、公民館主事研修等が実施されており、時代の要請に対応できる公民館経営の基本、実務、学習プログラムの企画・展開等の内容を体系的に学習できるよう配慮されているが、国はこのような研修内容・シス

テムの研究を進め、公民館に勤務する者に対して専門性を高める方策を検討する必要がある。

5. 公民館整備の方向

(1) 公民館の整備の目標と地域内配置

公民館の整備は、これまでおおむね市にあっては中学校の通学区域に1館、町村にあっては小学校の通学区域に1館の公民館を目標にして、その設置促進が図られてきた。

公民館は、住民の身近な学習施設として、気軽に利用が可能な圏域に整備されることが必要であることから、実際の整備に当たっては市にあっては農村地帯等については、小学校の通学区域に1館を、また、市街地などについては、人口密度ないし利用者数に応じて中学校の通学区域より狭い地域に1館を整備するなど地域の諸条件を勘案し、実情に即して設置されている。しかし、今日、公民館は生涯学習時代に対応し、その期待される役割を十分果たし、住民が学習活動を円滑かつ効果的に行えるよう、市町村において総合的な学習機会を提供することが求められている。

このことから、市町村は、基本的にはこれまでの整備目標に基づき地域の実情に応じた計画的な施設整備を促進していく必要があるが、特に中央公民館については、学習情報提供・相談機能の充実や他の生涯学習関連施設等との連携・協力の推進を図るなど、地域における生涯学習の拠点としての役割を果たすため、十分な職員体制や施設内容・規模を備えた公民館として整備を図っていくことが重要である。

他方、日常的な利用に供する施設として、地区公民館や分館も地域の実情に応じて整備充実するとともに、各館に特色を持たせることも考慮すべきであり、これらを有機的に配置するよう整備することが必要である。

なお、これらの公民館整備計画については市町村の総合的な地域振興計画等に位置づける等の十分な配慮が望まれる。

いずれにしても、生涯学習を支援するためには、個々の公民館がそれぞれに機能することはもちろんであるが、当該市町村における公民館が全体として、地域の住民に対し教育的、文化的サービスを可能な限り均質に提供するという観点か

ら整備を図ることが重要である。

(2) 生涯学習を推進する公民館施設・設備の整備

施設・設備については、住民の学習需要の多様化・高度化のほか情報化等の進展に十分対応して、新設はもとより、既存施設の改築、改修の場合等にも、その整備充実を図ることが求められている。

多様な学習需要に対応するために、多目的に利用できるオープンスペースや個人や小グループ利用の学習室などを整備するほか、地域の状況に応じ様々な新しいメディアを利用できる視聴覚室、発表会、音楽会等の実施が可能なスペースなどを整備することも望まれる。

利用者の交流が図られ、親しみやすい施設となるよう開放的なエントランス、展示コーナーのある快適なロビー、ゆとりとくつろぎのある和室、子ども連れの学習者に対応する託児室、緑豊かな庭園などについても配慮が必要である。

公民館は様々な住民の利用がなされることから、安全面や利用の便宜を図るなどの配慮が不可欠であり、特に、身体障害者や高齢者等のため、スロープ、車椅子用トイレ、エレベーター、点字案内版などを整備することが必要である。

国際化時代に対応して、地域の外国人の利用の便宜を考慮して外国語による案内版などの設備も望まれる。

公民館の情報機能を高めるため、図書、テレビ、映画などの既存のメディアの整備のみならず、ファクシミリ、パーソナルコンピュータなどの新しいメディアを導入することも必要であろう。

さらに、コンピュータと連動させたマルチメディアやハイビジョンの学習活動への活用、さらには、学習機会の少ない地域に衛星放送を利用して優れた講座を提供したり、CATVの多方向性を活かして、質議応答ができる学習方法を開発したりすることなども将来検討を要する課題であろう。

公民館の整備に当たっては、用地の有効利用や施設運営の効率性の観点だけでなく、多目的な利用への対応や人々の交流機会を拡大するために、図書館等専門的社會教育施設、学校その他の教育施設、あるいは福祉施設等についてそれぞれの施設固有の機能を尊重しつつ相乗的な効果が最大限期待できる施設との複合化、併設化などを今後とも考慮する必要がある。

6. まとめ

この中間まとめでは、公民館が生涯学習時代に対応し、地域における生涯学習を推進する中核的な施設として、他の生涯学習関連施設等との連携の中心となり、一層発展していくための具体的な整備・運営の在り方を示した。

これからを実施するに当たって、国、地方公共団体及び公民館関係者は、速やかに実施できるものから具体的な措置を講じる必要がある。

(1) 公民館は、住民に身近な学習施設として、多様で高度な学習機会の開発に努めるとともに、自主的な学習活動の積極的な援助を図っていくことが必要であるが、今後一層重要なことは、学習情報提供・相談機能を充実し、地域の生涯学習に関する情報活動の拠点としての役割を果たすことである。

(2) 生涯学習を推進するためには、他の生涯学習関連施設等との連携・協力が欠かせないものであり、その中心としての役割を公民館が担っていくことが求められる。

なお、公民館は、多くの住民に利用され親しまれるよう施設の活動内容等について積極的な広報・広聴活動に努めること。また、地域の実情を踏まえ、施設の愛称等についての工夫も望まれる。

(3) 公民館の整備は、個々の公民館の機能の充実だけでなく、中央公民館を含め役割分担を考慮するなど、当該市町村における公民館が全体として地域の住民に対し、均質な教育的、文化的サービスの提供ができるよう、体制を整えていくことが肝要である。

このような観点から、市町村は公民館施設の計画的な配置や施設・設備の整備及び職員体制の充実を図ることが必要であり、国、都道府県はこれらの一層の助成・援助に努める必要がある。

(4) 公民館は、住民の要望を十分反映した運営方法の工夫、改善に努め、事業や活動の成果を絶えず評価、検討を行い、身近な学習の援助機関としての役割を十分達成することができるよう一層の努力が期待される。

生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会委員名簿

・委員

(部会長)	岩瀬良三	千葉県教育長
	荻村伊知朗	国際卓球連盟会長
	東浦めい	茨城県立婦人教育会館長
(部会長代理)	藤原房子	日本経済新聞社編集委員
	宮崎幸雄	(社)中央青少年団体連絡協議会会長

・特別委員

	足高晋	(社)全国公民館連合会副会長
	藤川正信	図書館情報大学学長
	川島偉良	(社)日本青年会議所会頭
	望月哲太郎	日本体育・学校健康センター顧問
	山本恒夫	筑波大学教授

・専門委員

	兼松保一	(財)日本ユース・ホステル協会理事長
	嘉門安雄	ブリジストン美術館館長
	川口政男	前都立中央図書館副館長
	佐藤圭一郎	青森県立総合社会教育センター所長
	丹治成男	前全国少年自然の家連絡協議会会長 前福島県立郡山少年自然の家所長
	毛利正夫	(財)日本博物館協会専務理事

福岡県公民館大会年表

大会	日時	開催地	大会主題	全体討議テーマ
第1回	昭和28年1月	県社会教育会館		
第2回	昭和29年4月	八幡市		
第3回	昭和29年11月 19日～20日	筑紫郡二日市町中 央公民館	社教法5周年、青振法1周年を記念し公民館・青年学級の重要な諸問題を研究討議し、具体策を探り、既に展開している生活自立運動の促進を期す。	公民館の振興はいかにあるべきか—社会教育の反省と将来
第4回	昭和30年11月 21日～22日	大牟田市中央公民館	戦後10年間の公民館活動を反省し、困難な諸問題について徹底的な研究協議を行い、具体的振興策を樹立すると共に生活自立運動の推進を期す。	赤字財政下の公民館をいかに振興するか
第5回	昭和31年10月 25日	飯塚市中央公民館	公民館を社会教育機関として整備強化し、勤労青少年教育の振興事業の効率化・総合化・大衆化をはかり、新生活運動の促進を期す。	公民館の現状はこのままでよいか
第6回	昭和32年10月 19日	豊前市八屋中学校	地方財政の窮迫や町村合併のなかで、公民館の組織運営を強化し、特に分館施設の整備と活動の活発化をはかる。	新生活運動の反省と今後の推進方策について
第7回	昭和34年11月 21日～22日	福岡市中央公民館	社教法施行10周年を記念し、公民館10年の歩みを顧み新しい時代に即応する公民館のあり方と振興方策の研究	公民館10年の歩みとこれからの公民館
第8回	昭和35年10月 3日～4日	大川市市民会館	公民館運営の科学化・技術化を促進し、地域の社会教育センターにふさわしいものとするために設備基準に即して、当面する問題の研究	地域の社会教育センターとして公民館の整備を計画的に推進するためにはどうしたらよいか
第9回	昭和36年6月 3日～4日	直方市公会堂	地域社会の文化センターとして住民の実生活に即する社会教育の総合的推進に寄与する公民館活動と経営の新しい在り方の研究	地域の社会教育を総合的に推進するにはどうしたらよいか
第10回	昭和37年5月 13日～14日	行橋市行橋小学校	楽しく学び、豊かな暮しと文化をつくるために公民館はどうしたらよいか	青少年が楽しく学び健やかに成長するために公民館はどうしたらよいか
第11回	昭和38年5月 25日～26日	北九州市戸畑区文 化ホール	住みよい地域社会に豊かな生活文化をつくろう	新しい地域社会の建設と生活文化の向上発展に資するためには公民館はいかにあるべきか。
第12回	昭和39年5月 31日～6月1日	福岡市市民会館	ひとりひとりの生活をよくし、豊かな市民性を育てるために公民館はどうしたらよいか	公民館への期待—とくに市民性の向上を中心として—
第13回	昭和40年5月 23日～24日	筑後市市民会館	変貌する社会における住民の社会教育活動を振興するための公民館の役割	地域住民の生活文化を高めるために果すべき公民館の役割は何か

大会	日時	開催地	大会主題		全体討議テーマ
第14回	昭和41年 5月 24日～25日	田川市体育館	住民の創造的生活の確立をめざす自主的な学習活動を育てよう		住民の創造的生活の確立のために (分科会テーマ)
第15回	昭和42年 5月 14日～15日	豊前市市民会館	今日の生活を見つめ、明日の生活を築くための公民館の役割とそのため施設設備の充実と配置のあり方		地方自治と住民の学習 (記念講演)
第16回	昭和43年 5月 28日～29日	北九州市八幡市民会館	公民館の近代化と新しい活動の課題を求めて		社会生活の都市化と公民館の課題(記念講演)
第17回	昭和44年 5月 31日～6月1日	太宰府町九州学園 福岡女子短大	急激な社会構造の変化に対処し得る人間づくりと新しい地域形成のための住民の教育機関としての公民館の新しいあり方と役割		これからの新しい公民館のあり方と役割 (記念講演)
第18回	昭和45年 5月 26日～27日	久留米市市民会館	未来をひらくための学習と公民館のあり方を考えよう		公民館の理想と現実
第19回	昭和46年 5月 25日～26日	飯塚市文化センター	住民の学習にこたえられるための公民館の施設設備を充実し、職員体制を整備し、市民社会を育てるための教育をすすめよう		岐路にたつ70年代の選択(記念講演)
第20回	昭和47年 7月 6日～7日	行橋市市民会館	住民の日常的学習要求に応じる公民館体制の確立と今日的役割を考え、また新しい地域社会(コミュニティ)形成のための公民館活動のあり方を考える		明日を創る公民館の新しい路線(記念講演)
第21回	昭和48年 5月 30日	福岡市立少年文化会館ホール	生活に根ざす公民館活動の創造と前進		生活に根ざす住民の教育要求にこたえるための公民館の役割(シンポジウム)
第22回	昭和49年 6月 6日	(八女市) 市町村会館	魅力ある公民館の創造と前進	実践発表 対面討議 全体討議	住民にとって公民館とは何か
第23回	昭和50年 6月 1日	直方市民会館	豊かな地域づくりをめざす公民館の役割	シンポジウム 講演	コミュニティの形成と公民館 これからの公民館経営
第24回	昭和51年 6月 3日	豊前市民会館	住民の生活を高めるための公民館事業のあり方を考えよう	パネル討議 講演	住民の求めに応ずる公民館事業のあり方 住民の生活を高めるための公民館事業
第25回	昭和52年 9月 22日	北九州市小倉南市民センター	住民の学習要求に応えるための公民館のあり方を考える	分科会(9) 講演	これからの社会教育

大会	日時	開催地	大会主題		全体討議テーマ
第26回	昭和53年7月5日	太宰府勤労者体育センター	地域住民の学習要求に応えるための具体的な公民館のあり方を考える	分科会(8)演 講	地域と社会教育
第27回	昭和54年7月3日	大川市文化センター	多様化する地域住民の学習要求に応えるための公民館のあり方を考える	分科会(8)演 講	地域が育てる児童文化
第28回	昭和55年6月12日	中間体育文化センター	地域住民の実際生活に即した公民館の在り方について	パネル討議 演	地域住民の実際生活に即した公民館の在り方について
第29回	昭和56年6月30日	行橋市民会館	公民館が果たすべき今日的意義と役割を考える	シンポジウム(3) 演	青少年をとりまく諸問題に対処する社会教育
第30回	昭和57年6月9日	北九州市小倉市民会館	住民が主体となる公民館の在り方を考える	分科会(8)演 講	住民が主体となる公民館の在り方を考える
第31回	昭和58年8月9日	福岡県立福岡勤労青少年文化センター	「住民の実際生活に即した公民館の役割と機能を考える」—今、公民館は地域住民とともに何をしなければならぬか—	分科会(9)演 講	「現代の青少年問題を考える」—思いやりのある社会づくりのために—
第32回	昭和59年6月22日	甘木文化会館	生涯教育の視点に立った公民館経営の在り方を考える	パネル討議(3) 分科会(2) 講	ニューメディア時代を考える
第33回	昭和60年6月13日	飯塚文化センター	生涯教育推進の拠点になる公民館のあり方を考える	分科会(8)演 講	生涯教育の推進と公民館の役割
第34回	昭和61年5月30日	豊前市体育館	生涯学習を推進する公民館の役割・機能を考える	分科会(7)演 講	生涯学習と放送
第35回	昭和62年8月6日	北九州市立小倉市民会館	生涯学習を推進する公民館の役割・機能を考える	分科会(7)演 講	「豊かな心を育てる地域社会の役割」
第36回	昭和63年7月27日	福岡県立福岡勤労青少年文化センター	生涯学習社会の形成をめざす公民館のあり方を考える	分科会(7)演 講	「生涯学習社会における公民館の役割」
第37回	平成2年11月21日	筑紫野市文化会館	生涯学習社会をめざす公民館のあり方を考える	シンポジウム(1) 分科会(4) 講	生涯学習社会における公民館の役割

福岡県公民館連合会加盟郡公民館連合会一覧

郡	名 称	事務局所在地及び連絡先
筑紫郡	那珂川町教育委員会	〒811-12 筑紫郡那珂川町大字後野120 中央公民館内 ☎ (092)952-2092
粕屋郡	粕屋郡社会教育振興会	〒811-22 粕屋郡須恵町上須恵1117 あおば会館内 ☎ (092)932-8955
宗像郡	宗像地区社会教育振興協議会	〒811-34 宗像市大字東郷1022 宗像自治会館内 ☎ (0940)36-2723
糸島郡	糸島郡社会教育振興会 (公民館担当者会)	〒819-11 糸島郡前原町大字前原623番 前原町教育委員会 社会教育課 ☎ (092)323-1111(内)372
遠賀郡	遠賀郡社会教育振興協議会	〒811-42 遠賀郡岡垣町大字野間697-1 岡垣町教育委員 会内 ☎ (093)282-1211
鞍手郡	鞍手郡社会教育振興協議会 (公民館指導部会)	〒822 直方市大字植木1047-1 県教育庁九州教育事務 所内 ☎
朝倉郡	朝倉郡社会教育振興会	〒838 甘木市大字甘木2014-1 県甘木総合庁舎内児童 生徒相談室 ☎ (0946)22-6120
浮羽郡	浮羽郡社会教育振興会	〒839-13 浮羽郡吉井町347-1 県浮羽総合庁舎内児童生徒 相談室 ☎ (09437)5-3146
三井郡	三井郡社会教育振興会	〒830-11 三井郡北野町大字中3298-2 北野町中央公民館内 ☎ (0942)78-2308
三潞郡	三潞郡公民館連合会	〒830-11 三潞郡城島町大字檜津748-1 城島町公民館内 ☎ (0942)62-2111(内)269
八女郡	八女郡社会教育振興会 (公民館部会)	〒834-11 八女郡上陽町大字北川内483-1 上陽町中央公民 館内 ☎ (0943)54-3131
山門・三潞郡	山門・三潞郡社会教育振興会 (公民館長会)	〒835 山門郡瀬高町大字下庄1557 山門三池郡町村会 館内 ☎ (0944)62-2360
嘉穂郡	嘉穂郡社会教育振興会	〒820 飯塚市立岩字中方1401-2 県教育庁筑豊教育事務 所内 ☎ (0948)25-2602
田川郡	田川郡社会教育振興協議会 (公民館部会)	〒820 飯塚市立岩字中方1402-2 県教育庁筑豊教育事務 所内 ☎ (0948)25-2602
京都郡	京都郡公民館連合会	〒800-03 京都郡苅田町京町2-5 苅田町中央公民館内 ☎ (093)434-0456
築上郡	築上郡社会教育振興会 (公民館部会)	〒829-01 築上郡築城町大字築城253-1 築城町教育委員会 内 ☎ (09305)2-3601(内)182

県内公立公民館一覧表

北九州市

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
1	門司中央公民館	〒801 門司区栄町3-7	(093) 332-0887	S 56・4・2	2,200 m ²	10人
2	小倉北中央公民館	〒803 小倉北区大門1丁目6-43	571-2712	S 54・11・1	1,970	14
3	小倉南中央公民館	〒802 小倉南区若園5丁目1-5	941-4220	S 51・4・29	2,859	11
4	若松中央公民館	〒808 若松区本町3丁目13-1	751-8683	S 60・7・1	1,542	10
5	八幡東中央公民館	〒805 八幡東区尾倉2丁目6-3	671-6561	S 26・10・15	2,169	10
6	八幡西中央公民館	〒806 八幡西区相生町19-1	641-7700	S 51・5・2	2,652	11
7	戸畑中央公民館	〒804 戸畑区中本町7-20	882-4281	S 62・2・5	905	14
1	老松公民館	〒801 門司区老松町3-1	(093) 332-0889	S 56・4・23	671	3
2	風師公民館	〒801 // 風師3丁目10-27	331-5735	S 60・4・17	708	4
3	大里西部公民館	〒800 // 稻積1丁目3-1	381-4927	S 44・4・1	670	3
4	大里中部公民館	〒800 // 高田1丁目20-1	381-2328	S 48・5・12	704	4
5	大里東部公民館	〒800 // 下二十町1-12	371-4419	S 48・5・13	693	3
6	東郷公民館	〒801 // 大字黒川384	341-1126	H 2・1・11	705	4
7	早鞆公民館	〒801 // 新開6-11	331-2025	S 63・11・8	715	4
8	松ヶ江公民館	〒 ⁸⁰⁰ -01 // 恒見町21-1	481-0290	S 41・4・23	719	3
9	足立公民館	〒802 小倉北区熊本1丁目12-1	941-2763	S 58・4・22	735	4
10	板櫃公民館	〒803 // 井堀2丁目7-4	591-8750	S 51・10・1	770	4
11	霧丘公民館	〒802 // 黒原2丁目30-30	922-7365	S 52・12・3	705	4
12	小倉東公民館	〒802 // 堺町2丁目4-24	551-1201	S 46・4・1	678	4
13	篠崎公民館	〒803 // 真鶴1丁目5-15	571-3281	S 55・4・20	684	4
14	白銀公民館	〒802 // 白銀1丁目5-8	921-2606	S 53・3・3	705	4
15	富野公民館	〒802 // 上富野5丁目6-21	522-5233	S 53・5・6	703	4
16	日明公民館	〒803 // 日明4丁目3-7	571-3704	S 42・4・1	540	4
17	南小倉公民館	〒803 // 熊谷1丁目26-15	582-7328	S 60・11・27	960	2
18	企救公民館	〒802 小倉南区北方2丁目16-7	951-0133	S 43・3・31	645	4
19	広徳公民館	〒803 // 徳力191-9	963-0158	S 63・11・18	706	4
20	志徳公民館	〒803 // 徳力4丁目17-5	963-3101	S 53・12・2	709	4
21	城野公民館	〒802 // 富士見3丁目1-3	951-0231	S 52・4・1	1,337	4
22	曾根公民館	〒 ⁸⁰⁰ -02 // 下曾根4丁目 23-38	471-7710	S 48・8・21	704	4
23	沼公民館	〒 ⁸⁰⁰ -02 // 沼緑町1丁目 11-19	473-2021	S 52・9・1	706	4
24	東谷公民館	〒 ⁸⁰³ -01 // 大字木下704-1	451-0217	S 58・11・21	671	4

名称の（ ）は分館
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
25	南 曾 根 公 民 館	〒 ⁸⁰⁰ ₋₀₂ 小倉南区朽網西3丁目 6-39	471-8566	S 56・9・30	710 m ²	4 人
26	湯 川 公 民 館	〒 ⁸⁰⁰ ₋₀₂ " 湯川1丁目8-33	941-1751	S 55・10・16	710	4
27	横 代 公 民 館	〒802 " 横代東町4丁目 13-1	962-1731	S 52・9・2	714	4
28	吉 田 公 民 館	〒 ⁸⁰⁰ ₋₀₂ " 中吉田6丁目27-5	471-4603	S 61・10・3	711	4
29	両 谷 公 民 館	〒 ⁸⁰³ ₋₀₂ " 徳吉南1丁目6-10	451-1138	S 50・5・10	706	4
30	島 郷 公 民 館	〒 ⁸⁰⁸ ₋₀₁ 若松区鴨生田2丁目1-1	791-0483	S 45・4・20	657	4
31	高 須 公 民 館	〒806 " 高須北1丁目1-2	741-5707	H 3・4・25	720	4
32	枝 光 公 民 館	〒805 八幡東区日の出1丁目5-11	661-1034	S 51・12・1	715	4
33	枝 光 北 公 民 館	〒805 " 大宮町6-1	661-2437	S 39・2・25	571	4
34	大 蔵 公 民 館	〒805 " 大蔵2丁目4-13	652-3817	S 48・2・11	677	4
35	尾 倉 公 民 館	〒805 " 尾倉1丁目15-2	661-0516	S 52・12・3	706	4
36	高 見 公 民 館	〒805 " 荒生田2丁目3-10	651-2101	S 49・11・1	733	4
37	槻 田 公 民 館	〒805 " 宮の町2丁目2-10	651-3816	S 49・11・1	648	4
38	前 田 公 民 館	〒805 " 桃園4丁目1-1	661-1584	S 51・9・3	704	4
39	八 幡 大 谷 公 民 館	〒805 " 中央2丁目1-1	661-1092	S 48・10・1	625	4
40	穴 生 公 民 館	〒806 八幡西区鷹の巣3丁目3-1	641-6026	S 37・7・7	919	4
41	永 犬 丸 公 民 館	〒807 " 大字永犬丸69-1	603-1055	S 53・10・1	725	4
42	沖 田 公 民 館	〒807 " 三ヶ森4丁目6-1	612-3881	S 46・4・5	670	4
43	折 尾 公 民 館	〒807 " 光明2丁目2-50	601-8991	S 57・4・16	707	4
44	香 月 公 民 館	〒 ⁸⁰⁷ ₋₁₁ " 香月中央1丁目7-1	617-0203	H 2・6・25	976	4
45	熊 西 公 民 館	〒806 " 山寺町6-30	641-3407	S 48・4・5	619	4
46	黒 崎 公 民 館	〒806 " 藤田4丁目1-1	641-4106	S 50・9・1	1,132	4
47	上 津 役 公 民 館	〒806 " 上の原2丁目2-16	612-3568	S 59・6・28	717	4
48	木 屋 瀬 公 民 館	〒 ⁸⁰⁷ ₋₁₂ " 大字野面770	617-1127	S 57・11・26	704	4
49	陣 山 公 民 館	〒806 八幡東区桃園3丁目1-1	661-1657	S 61・4・12	710	4
50	則 松 公 民 館	〒807 八幡西区則松2丁目9-1	602-2010	S 55・4・1	705	4
51	引 野 公 民 館	〒806 " 別所町9-1	641-2906	S 42・7・28	569	4
52	本 城 公 民 館	〒807 " 本城1丁目15-1	601-8990	S 38・6・8	601	4
53	八 児 公 民 館	〒806 " 町上津役東1丁目 17-1	613-2555	S 55・4・24	710	4
54	浅 生 公 民 館	〒804 戸畑区浅生2丁目13-7	881-5688	S 49・11・11	844	3
55	一 枝 公 民 館	〒804 " 一枝1丁目8-1	881-1029	S 56・4・10	505	3
56	鞘 ケ 谷 公 民 館	〒804 " 西鞘谷町3-17	881-1039	S 55・10・24	520	3
57	沢 見 公 民 館	〒804 " 小芝2丁目1-4	881-5689	S 35・5・13	476	3
58	三 六 公 民 館	〒804 " 小芝3丁目12-2	881-0958	S 47・12・6	491	3

名称の（ ）は分館
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
59	天 籟 寺 公 民 館	〒804 戸畑区夜宮2丁目4-15	881-1028	H 3・4・15	520 m ²	3人
60	戸畑大谷公民館	〒804 // 東大谷2丁目12-33	881-0067	S 31・6・6	334	3
61	戸畑大谷西公民館	〒804 // 菅原2丁目12-12	881-3148	S 40・4・5	294	3
62	中 原 公 民 館	〒804 // 中原東2丁目2-35	881-1038	S 56・4・16	519	3
63	西戸畑公民館	〒804 // 南鳥旗町3-17	881-2330	S 50・8・1	502	3
64	東戸畑公民館	〒804 // 千防3丁目1-12	881-1019	S 52・4・21	514	3
65	牧 山 公 民 館	〒804 // 牧山4丁目1-22	881-1041	S 58・4・20	410	3
66	牧山東公民館	〒804 // 丸山1丁目2-38	881-3177	S 40・4・5	310	3

福岡市

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外数

番号	名称	所在地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
1	東市民センター	〒813 東区香住丘1丁目12-1	(092) 661-1831	S 52・7・16	3,036㎡	13人
2	博多市民センター	〒812 博多区山王1丁目13-10	472-5991	S 58・8・26	4,725	15
3	中央市民センター	〒810 中央区赤坂2丁目5-8	714-5521	S 55・3・23	3,854	11
4	南市民センター	〒815 南区塩原2丁目8-2	561-2981	S 53・7・22	5,193	12
5	城南市民センター	〒 ⁸¹⁴ ₋₀₁ 城南区片江5丁目3-25	862-2141	S 59・8・1	4,043	11
6	早良市民センター	〒814 早良区百道2丁目2-1	831-2321	S 57・2・14	4,034	15
7	西市民センター	〒814 西区姪浜町957-1	891-7021	S 63・3・1	5,208	13
1	大名公民館	〒810 中央区大名2丁目6-53	751-4212	S 29・4・1	519	2
2	当仁公民館	〒810 // 唐人町3丁目1-11	751-6824	S 28・4・1	280	2
3	冷泉公民館	〒812 博多区上川端町6-1	281-2245	S 29・4・1	288	2
4	奈良屋公民館	〒812 // 奈良屋町1-6	271-4461	S 29・4・1	288	2
5	御供所公民館	〒812 // 御供所町6-6	281-5512	S 29・4・1	261	2
6	大浜公民館	〒812 // 大博町7-16	281-0343	S 28・4・1	307	2
7	簀子公民館	〒810 中央区大手門3丁目10-7	711-2268	S 29・4・1	282	2
8	警固公民館	〒810 // 警固1丁目11-2	731-4655	S 29・4・1	281	2
9	西新公民館	〒814 早良区西新2丁目10-10	851-9925	S 28・4・1	375	2
10	春吉公民館	〒810 中央区春吉1丁目17-13	761-2528	S 29・4・1	288	2
11	住吉公民館	〒812 博多区住吉5丁目6-1	441-6955	S 29・4・1	262	2
12	草ヶ江公民館	〒810 中央区六本松1丁目11-1	741-7998	S 28・4・1	442	2
13	堅粕東光公民館	〒812 博多区東光2丁目15-2	411-7792	S 28・1・1	521	2
14	馬出公民館	〒812 東区馬出1丁目12-33	651-0605	S 28・4・1	280	2
15	千代公民館	〒812 博多区千代1丁目20-11	651-0066	S 28・4・1	281	2
16	原公民館	〒814 早良区原2丁目5-2	821-6414	S 27・1・1	282	2
17	長尾公民館	〒 ⁸¹⁴ ₋₀₁ 城南区长尾1丁目3-14	871-5619	S 27・1・1	281	2
18	吉塚公民館	〒812 博多区吉塚2丁目21-15	611-6320	S 28・4・1	279	2
19	東住吉公民館	〒812 // 博多駅前4丁目11-12	431-1271	S 27・1・1	281	2
20	筥松公民館	〒812 東区箱崎1丁目27-17	651-2608	S 28・1・1	525	2
21	平尾公民館	〒810 中央区平尾3丁目29-23	531-6885	S 29・4・1	281	2
22	高宮公民館	〒810 // 大宮2丁目2-11	531-0029	S 29・4・1	332	2
23	姪浜公民館	〒819 西区姪浜2丁目10-6	881-0384	S 28・1・1	282	2
24	席田公民館	〒812 博多区空港前3丁目19-32	611-0315	S 27・1・1	460	2
25	三宅公民館	〒815 南区三宅2丁目25-42	541-1088	S 27・1・1	293	2

名称の（ ）は分館
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
26	花 畑 公 民 館	〒815 南区花畑3丁目35-6	566-9061	S 27・1・1	332	2
27	月 隈 公 民 館	〒816 博多区大字上月隈847-3	503-4106	S 28・1・1	458	2
28	箱 崎 公 民 館	〒812 東区箱崎1丁目27-17	651-7708	S 27・1・1	宮松共用	3
29	耆 岐 公 民 館	〒819 西区拾六町3丁目21-2	881-1093	S 27・1・1	332	2
30	能 古 公 民 館	〒819 // 能古657-9	881-0873	S 28・4・1	282	2
31	今 宿 公 民 館	〒 ⁸¹⁹ ₋₀₁ // 今宿町1146	806-0242	S 27・1・1	332	3
32	今 津 公 民 館	〒 ⁸¹⁹ ₋₀₁ // 今津734-1	806-2021	S 27・1・1	246	2
33	玉 川 公 民 館	〒815 南区向野1丁目3-23	541-3212	S 28・1・1	325	2
34	高 取 公 民 館	〒814 早良区高取1丁目10-1	851-9705	S 28・4・1	331	2
35	鳥 飼 公 民 館	〒 ⁸¹⁴ ₋₀₁ 城南区鳥飼4丁目13-1	821-5227	S 28・4・1	417	2
36	西 高 宮 公 民 館	〒815 南区高宮1丁目10-16	531-4767	S 29・4・1	281	2
37	赤 坂 公 民 館	〒810 中央区赤坂2丁目5-14	751-4691	S 29・9・1	331	2
38	日 佐 公 民 館	〒816 南区横手3丁目43-1	591-5542	S 29・10・1	282	2
39	田 隈 公 民 館	〒 ⁸¹⁴ ₋₀₁ 早良区野芥2丁目8-1	863-7151	S 29・10・1	287	2
40	香 椎 公 民 館	〒813 東区香椎駅前2丁目13-4	661-3258	S 30・2・1	332	2
41	多 々 良 公 民 館	〒813 東区多々良1丁目56-2	691-3767	S 30・2・1	332	2
42	名 島 公 民 館	〒813 // 名島2丁目43-73	681-0155	S 31・4・1	349	2
43	那 珂 公 民 館	〒816 博多区那珂3丁目8-9	471-9329	S 35・4・1	293	2
44	板 付 公 民 館	〒816 // 麦野1丁目29-12	581-1117	S 30・4・5	330	2
45	那 珂 南 公 民 館	〒816 // 寿町3丁目3-5	571-4319	S 35・4・1	332	2
46	大 楠 公 民 館	〒815 南区大楠1丁目22-13	521-7044	S 33・4・1	276	2
47	金 武 公 民 館	〒819 西区大字金武2136-1	812-1967	S 35・8・27	241	2
48	和 白 公 民 館	〒 ⁸¹¹ ₋₀₂ 東区和白3丁目28-31	606-3001	S 35・8・27	480	2
49	周 船 寺 公 民 館	〒 ⁸¹⁹ ₋₀₃ 西区大字周船寺3丁目3-1	806-1371	S 36・4・1	292	2
50	元 岡 公 民 館	〒 ⁸¹⁹ ₋₀₃ // 太郎丸1丁目4-15	806-5132	S 36・4・1	268	2
51	北 崎 公 民 館	〒 ⁸¹⁹ ₋₀₂ // 大字宮の浦1978-1	809-1733	S 36・4・1	306	2
52	春 住 公 民 館	〒812 博多区博多駅南3丁目 11-30	441-6269	S 37・3・29	281	2
53	香 住 丘 公 民 館	〒813 東区香住ヶ丘1丁目27-1	681-4704	S 37・4・1	331	2
54	若 久 公 民 館	〒815 南区若久1丁目21-24	541-4200	S 37・4・1	278	2
55	笹 丘 公 民 館	〒810 中央区笹丘1丁目13-41	761-7375	S 37・4・1	281	2
56	室 見 公 民 館	〒814 早良区室見5丁目9-23	843-9577	S 38・5・1	607	2
57	舞 鶴 公 民 館	〒810 中央区舞鶴2丁目6-6	771-3541	S 39・1・15	332	2
58	宮 竹 公 民 館	〒816 南区五十川1丁目14-15	431-3278	S 39・7・15	265	2
59	別 府 公 民 館	〒 ⁸¹⁴ ₋₀₁ 城南区別府1丁目15-19	821-7489	S 39・7・15	271	2

名称の（ ）は分館
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
60	南当仁公民館	〒810 中央区今川2丁目8-21	741-9053	S 40・4・12	229 m ²	2人
61	千早公民館	〒813 東区千早3丁目3-6	661-3240	S 40・7・12	249	3
62	百道公民館	〒814 早良区百道2丁目7-11	831-2401	S 41・5・1	332	2
63	小笹公民館	〒810 中央区平和5丁目13-75	531-9428	S 42・5・4	210	2
64	七隈公民館	〒 ⁸¹⁴ ₋₀₁ 城南区七隈4丁目26-33	871-6905	S 44・4・1	331	2
65	長住西長住公民館	〒815 南区西長住2丁目4-3	551-4189	S 44・4・1	491	3
66	老司公民館	〒815 // 老司3丁目1-8	565-1700	S 45・4・1	250	2
67	志賀公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₀₃ 東区大字志賀島736-1	603-6706	S 46・4・5	438	2
68	西戸崎公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₀₃ // 西戸崎4丁目8-33	603-0201	S 46・4・5	415	2
69	西花畑公民館	〒815 南区皿山1丁目11-11	511-4377	S 48・6・25	268	2
70	原西公民館	〒814 早良区原5丁目12-16	851-7683	S 48・6・1	276	2
71	東吉塚公民館	〒812 博多区吉塚6丁目6-10	611-2001	S 49・4・1	330	2
72	玄海公民館	〒 ⁸¹⁹ ₋₀₂ 西区大字玄界島21-3	809-1243	S 49・4・1	195	2
73	筑紫丘公民館	〒815 南区筑紫丘2丁目22-15	512-6477	S 49・10・15	288	2
74	早良公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₁₁ 早良区大字東入部579	804-2420	S 50・3・1	1,064	2
75	長丘公民館	〒815 南区長丘2丁目22-23	511-0456	S 50・4・1	294	2
76	堤公民館	〒 ⁸¹⁴ ₋₀₁ 城南区樋井川7丁目21-1	863-5533	S 50・4・1	276	2
77	下山門公民館	〒819 西区下山門4丁目14-38	881-8383	S 50・4・1	281	2
78	若宮公民館	〒813 東区若宮3丁目27-1	662-5454	S 51・4・1	277	2
79	弥永公民館	〒816 南区弥永団地30-2	582-4645	S 51・4・1	276	2
80	美和台公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₀₂ 東区美和台1丁目3-12	607-0294	S 52・4・1	277	2
81	城浜公民館	〒813 東区城浜団地32-2	671-6181	S 52・4・1	270	2
82	東花畑公民館	〒815 南区屋形原2丁目8-3	511-6655	S 52・4・1	278	2
83	和白東公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₀₂ 東区高美台2丁目3-10	607-2442	S 53・4・1	276	2
84	原北公民館	〒814 早良区南庄4丁目4-11	831-7556	S 53・4・1	272	2
85	八田公民館	〒813 東区八田2丁目16-20	681-5371	S 53・12・1	280	2
86	飯倉公民館	〒 ⁸¹⁴ ₋₀₁ 早良区飯倉7丁目29-27	864-0818	S 54・1・4	280	2
87	板付北公民館	〒816 博多区板付2丁目2-20	574-0651	S 54・2・1	281	2
88	東月隈公民館	〒816 // 東月隈1丁目23-11	504-1360	S 54・4・1	289	2
89	美野島公民館	〒816 // 美野島2丁目6-11	474-0070	S 54・4・1	283	2
90	城南公民館	〒 ⁸¹⁴ ₋₀₁ 城南区茶山6丁目21-5	843-9418	S 54・9・1	290	2
91	内浜公民館	〒819 西区小戸4丁目11-32	882-1371	S 54・9・1	278	2
92	賀茂公民館	〒 ⁸¹⁴ ₋₀₁ 早良区賀茂1丁目33-7	863-7741	S 55・4・1	281	2
93	有田公民館	〒 ⁸¹⁴ ₋₀₁ // 次郎丸2丁目21-31	861-7679	S 55・4・1	280	2

名称の（ ）は分館
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
94	沓岐南公民館	〒819 西区野方2丁目6-1	812-0686	S 55・4・1	281 m ²	2人
95	片江公民館	〒 ⁸¹⁴ ₋₀₁ 城南区片江5丁目35-20	871-1219	S 55・8・11	281	2
96	金山公民館	〒 ⁸¹⁴ ₋₀₁ // 友丘6丁目9-36	801-2830	S 55・10・1	281	2
97	舞松原公民館	〒813 東区水谷1丁目8-30	672-2199	S 56・4・1	281	2
98	福浜公民館	〒810 中央区福浜2丁目1-3	761-8060	S 56・4・1	285	2
99	南片江公民館	〒 ⁸¹⁴ ₋₀₁ 城南区南片江1丁目25-35	862-2453	S 56・4・1	281	2
100	野芥公民館	〒 ⁸¹⁴ ₋₀₁ 早良区野芥7丁目23-20	862-3119	S 56・4・1	281	2
101	西陵公民館	〒819 西区上山門3丁目5-1	891-6342	S 56・5・11	281	2
102	香椎東公民館	〒813 東区香椎台1丁目3-7	672-7098	S 57・4・1	282	2
103	弥永西公民館	〒816 南区弥永2丁目14-1	582-9620	S 57・4・1	282	2
104	東若久公民館	〒815 // 若久6丁目30-12	541-9548	S 57・4・1	324	2
105	大原公民館	〒814 早良区原4丁目11-12	822-0428	S 57・4・1	282	2
106	四箇山公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₁₁ // 大字四箇520-5	811-2180	S 57・4・1	282	2
107	沓岐東公民館	〒819 西区橋本1丁目14-2	811-2185	S 57・4・1	281	2
108	石丸公民館	〒819 // 石丸2丁目37-1	881-4983	S 57・9・1	281	2
109	鶴田公民館	〒815 南区鶴田3丁目7-2	566-2593	S 58・4・1	292	2
110	田島公民館	〒 ⁸¹⁴ ₋₀₁ 城南区田島3丁目7-29	822-0307	S 58・4・1	287	2
111	福重公民館	〒819 西区福重4丁目24-33	882-1839	S 58・4・1	288	2
112	愛宕公民館	〒819 // 愛宕4丁目11-11	891-7962	S 58・11・1	280	2
113	三筑公民館	〒816 博多区三筑1丁目7-32	573-4664	S 59・4・1	239	2
114	飯原公民館	〒814 早良区原7丁目3-21	864-4545	S 59・4・1	290	2
115	奈多公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₀₂ 東区大字奈多1243-381	607-4697	S 60・4・1	282	2
116	青葉公民館	〒813 東区青葉3丁目10-8	691-9799	S 60・4・1	282	2
117	野多目公民館	〒815 南区野多目2丁目18-31	565-4223	S 60・4・1	282	2
118	堤丘公民館	〒 ⁸¹⁴ ₋₀₁ 城南区堤1丁目26-18	861-4821	S 61・4・1	282	2
119	城原公民館	〒819 西区上山門1丁目27-2	891-7966	S 61・4・1	283	2
120	高木公民館	〒816 南区高木3丁目11-7	585-1332	S 61・12・1	293	2
121	有住公民館	〒814 早良区有田7丁目22-1	822-0352	S 61・12・1	295	2
122	香椎浜公民館	〒813 東区香椎浜2丁目4-31	682-1697	S 62・4・1	332	2
123	大池公民館	〒815 南区寺塚2丁目9-11	511-4231	S 63・4・1	333	2
124	香椎下原公民館	〒813 東区下原1丁目4-2	682-6334	H元・4・1	331	2
125	弥生公民館	〒816 博多区那珂4丁目9-2	451-4534	H元・4・1	386	2
126	塩原公民館	〒815 南区塩原1丁目27-2		H 2・4・1	332	2
127	田村公民館	〒 ⁸¹⁴ ₋₀₁ 早良区大字田835-7		H 2・9・1	332	2

大牟田市

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外数

番号	名称	所在地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	大牟田中央公民館	〒836 有明町1丁目2-11	(0944) 53-1502	S 29・5・22	事務室 87 ^m ²	7人
1	三川地区公民館	〒836 樋口町5-8	52-5957	S 45・4・1	493	3
2	勝立地区公民館	〒836 新勝立町4-1-1	51-0393	S 55・6・1	962	3
3	吉野地区公民館	〒837 大字白銀781-3	58-3479	S 63・7・1	1,019	2
4	(三池分館)	〒837 大字三池629-2	53-8343	S 54・10・1	168	1

久留米市

	久留米市中央公民館	〒830 諏訪野町1830-6	(0942) 32-6211	S 26・4・1	2,705	9
--	-----------	-----------------	-------------------	----------	-------	---

直方市

	直方市中央公民館	〒822 津田町7-20	(0942) 5-2241	S 54・4・27	2,196	6
1	植木公民館	〒822 大字植木481-3	8-0143	S 29・12・28	305	(3)

飯塚市

	飯塚市中央公民館	〒820 西町2-58	(0948) 22-3274	S 42・3・15	3,019	3
1	鎮西公民館	〒820 大字大日寺593-16	23-3396	S 45・4・1	703	3
2	二瀬公民館	〒820 大字川津675-1	22-2196	S 46・3・31	880	3
3	幸袋公民館	〒820 大字幸袋50	22-1189	S 47・3・30	833	3
4	菰田公民館	〒820 菰田177	23-6819	S 48・3・31	805	3
5	飯塚東公民館	〒820 大字下三緒57-56	23-6028	S 49・3・31	836	3
6	鯉田公民館	〒820 大字鯉田1373	22-9293	S 51・3・1	803	3
7	立岩公民館	〒820 新飯塚20-30	23-6000	S 49・9・1	1,470	4
8	飯塚公民館	〒820 本町20-17	22-2379	S 57・8・31	935	3

田川市

	田川市中央公民館	〒825 大字伊田2550-1	(0947) 44-5110	S 60・8・30	2,281	6(2)
1	(田川市中央公民館分館)	〒826 千代町6-3	44-2000	S 38・11・3	1,068	(5)

柳川市

	柳川市中央公民館	〒832 大字本町87-1	(09447) 3-8111			(2)
1	柳河公民館	〒832 大字新町5-2	(09447) 2-5478	S 26・	435	3
2	城内公民館	〒832 大字本町53-1	3-9556	H 元・	131	3
3	矢留公民館	〒832 大字矢留本町80-1	3-8398	S 46・	180	3
4	東宮永公民館	〒832 大字下宮永町132-1	3-6791	S 57・	1,058	3

名称の（ ）は分館
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
5	両 開 公 民 館	〒832 大字有明町 1270-5	3-6792	S 42・ 3・	612	3
6	昭 代 公 民 館	〒 ⁸³⁰ ₋₀₃ 大字久々原 126	3-6790	S 55・	753	3
7	蒲 池 公 民 館	〒832 上字矢加部 251-3	3-6791	S 60・	765	3

山 田 市

	山田市中央公民館	〒821 大字上山田 443-1	(09485) 52-1222	S 46・ 3・31	1,314	(3)
1	熊ヶ畑公民館	〒821 大字熊ヶ畑 2173-1	52-0104	S 47・ 3・31	541	2
2	上山田公民館	〒821 大字上山田 1515	52- 2535	S 61・ 9	115	2
3	大 橋 公 民 館	〒821 大字上山田 443-1	52-0224	S 46・ 3・31	29	2
4	下山田公民館	〒821 大字下山田 376	52-1369	S 50・ 3・31	630	2

甘 木 市

1	上 秋 月 公 民 館	〒838 大字上秋月 1732-1	(0946) 25-0457	S 50・11・	595	3
2	秋 月 公 民 館	〒838 大字下秋月 670	25-0458	S 31・ 7・	909	3
3	安 川 公 民 館	〒838 大字下淵 737	22-2017	S 38・ 3・	669	3
4	中 央 公 民 館	〒838 大字甘木 770-3	22-2117	S 29・ 7・	1,096	4
5	馬 田 公 民 館	〒838 大字馬田 1286	22-2140	S 60・ 4・	660	3
6	立 石 公 民 館	〒838 大字頓田 299-1	22-2101	S 34・ 5・	359	3
7	福 田 公 民 館	〒838 大字小隈 219-1	22-2158	S 62・ 4・	540	3
8	蜷 城 公 民 館	〒838 大字林田 235	22-3004	S 58・ 4・	401	3
9	金 川 公 民 館	〒838 大字屋永 3266	22-2242	S 35・ 5・	346	3
10	三 奈 木 公 民 館	〒838 大字三奈木 4260	22-3114	S 53・10・	588	3
11	高 木 公 民 館	〒 ⁸³⁸ ₋₁₄ 大字黒川 3968-2	29-0750	S 53・ 3・	176	3

八 女 市

	八女市中央公民館	〒834 大字本町 586	(0943) 22-5332	S 43・ 3・31	1,025	5
1	八女市東公民館	〒834 大字山内 389-5	23-5276	S 56・ 3・31	738	3
2	八女市西公民館	〒834 大字新庄 385-1	24-5272	S 54・ 3・31	731	3

筑 後 市

	筑後市中央公民館	〒833 大字山ノ井 906-3	(09425) 3-2516	S 37・ 3・31	841	4
--	----------	------------------	-------------------	------------	-----	---

大 川 市

	大川市中央公民館	〒831 大字酒見 221-11	(0944) 88-0015	S 49・ 2・15	1,319	(4)
--	----------	------------------	-------------------	------------	-------	-----

行 橋 市

	行橋市中央公民館	〒824 大橋 1 丁目 9-26	(09302) 2-3911	H 2・ 3・ 3	1,735	5
--	----------	-------------------	-------------------	-----------	-------	---

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
1	行 橋 公 民 館	〒824 大橋1丁目9-26	2-2296	H 2・3・31	36 m ²	2 人
2	仲 津 公 民 館	〒824 大字道場寺1517-1	2-1001	H 3・3・31	655	2
3	椿 市 公 民 館	〒824 大字長尾494-1	2-1061	S 53・3・31	349	2
4	延 永 公 民 館	〒824 大字上津熊76-1	4-7401	S 56・3・31	577	2
5	稗 田 公 民 館	〒824 大字前田352-1	2-1759	S 59・3・31	540	2
6	今 元 公 民 館	〒824 大字今井2092-1	4-3039	S 60・3・31	558	2
7	泉 公 民 館	〒824 大字西泉4-2-1	2-5022	S 61・3・31	566	2
8	今 川 公 民 館	〒824 大字寺畔41-2	5-1070	S 63・3・31	573	2
9	養 島 公 民 館	〒824 大字養島129-1	2-5010	S 63・3・31	370	2
10	行 橋 北 公 民 館	〒824 大字行事3-17-50	3-5010	H元・3・31	576	2
11	行 橋 南 公 民 館	〒824 南大橋2丁目3-27	3-6700	H 2・3・31	597	2

豊 前 市

	豊前市中央公民館	〒828 八屋町大字無田1860-1	(09798) 2-2402	S 51・10・10	603	3
1	角 田 公 民 館	〒828 松江368-1	2-2701	S 36・11・16	362	2
2	山 田 公 民 館	〒828 四郎丸243	2-2666	S 49・3・30	353	2
3	八 屋 公 民 館	〒828 八屋1381-4	2-2775	S 52・6・1	421	2
4	宇 島 公 民 館	〒828 赤熊484-1	2-3196	S 53・3・7	418	2
5	三 毛 門 公 民 館	〒828 三毛門914-4	2-2671	S 37・11・15	459	2
6	黒 土 公 民 館	〒828 久路上1179-1	2-2670	S 35・9・26	507	2
7	千 束 公 民 館	〒828 千束167	2-2250	S 57・3・25	480	2
8	横 武 公 民 館	〒828 薬師寺61-1	2-2669	S 47・11・30	185	1
9	合 河 公 民 館	〒 ⁸²⁸ ₋₀₁ 下河内960-1	8-2001	S 34・4・10	456	2
10	岩 屋 公 民 館	〒 ⁸²⁸ ₋₀₁ 岩屋143	8-2002	S 55・2・29	247	2
11	大 村 公 民 館	〒828 大村1534-4	2-7753	S 62・	146	2

中 間 市

	中間市中央公民館	〒809 大字中間5883-1	(093) 246-2321	S 53・3・31	1,981	10
--	----------	-----------------	-------------------	-----------	-------	----

筑 紫 野 市

	筑紫野市中央公民館	〒818 大字二日市1123-1	(092) 923-0415	S 47・3・31	1,768	7
1	二日市地区公民館	〒818 大字二日市753-1	923-1111	S 29・3・31	320	1
2	山口地区公民館	〒818 大字山口26-5	922-2551	S 33・3・31	218	(1)
3	筑紫地区公民館	〒818 大字筑紫634-1	926-2913	S 54・3・31	387	(1)
4	御笠地区公民館	〒818 大字吉木1769	922-2601	S 37・10・6	215	(1)

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
5	山家地区公民館	〒818 大字山家4525-3	926-2809	S 45・3・31	545 m ²	(1)人
春 日 市						
	春日市中央公民館	〒816 伯玄町2-24	(092) 581-1211	S 42・3・29	781	7(4)
小 郡 市						
	小郡市中央公民館	〒838 -01 小郡255-1	(0942) 72-2111	S 45・3・33	659	1(8)
1	味坂校区公民館	〒838 -01 下西鯉坂253-1	(0942) 73-3858	H 3・31・31	538	2
大 野 城 市						
	大野城市中央公民館	〒816 曙町2丁目3-1	(092) 501-2211	S 46・3・31	2,519	8
宗 像 市						
	宗像市中央公民館	〒811 -34 大字須恵348-2	(0940) 33-2548	S 49・6・25	1,896	5
1	日の里地区公民館	〒811 -34 日の里1丁目16-1	37-1587	S 54・3・1	1,049	3
2	(自由ヶ丘公民館)	〒811 -41 大字自由ヶ丘3-12-11	32-5594	S 47・12・1	529	3
太 宰 府 市						
	太宰府市中央公民館	〒818 -01 大字観世音寺288-4	921-2101	S 61・11・3	3,825	10
那 珂 川 町						
	那珂川町中央公民館	〒811 -12 大字後野120	(092) 952-2092	S 50・3・30	1,530	5(1)
1	南畑地区公民館	〒811 -12 埋金853-3	952-3687	S 41・10・1	386	(2)
2	那珂川北地区公民館	〒811 -12 片縄5丁目86	952-8852	S 58・2・28	400	2(1)
宇 美 町						
	宇美町中央公民館	〒811 -21 大字宇美4702-4	(092) 933-2607	S 54・2・28	1,453	2(4)
篠 栗 町						
	篠栗町中央公民館	〒811 -24 大字篠栗4754	(092) 947-1454	S 44・4・10	1,045	(8)
志 免 町						
	志免町中央公民館	〒811 -22 志免980	(092) 935-7100	S 54・3・24	3,570	2(8)
須 恵 町						
	須恵町公民館	〒811 -21 大字上須恵1180-1	(092) 932-1151			3
	川子地区公民館	〒811 -21 大字上須恵1290-34	932-4786	S 58・2・20	400	(2)
新 宮 町						
	新宮町中央公民館	〒811 -01 大字上府1257-1	(092) 962-3261	S 49・3・25	1,776	6(8)
久 山 町						
	久山町公民館	〒811 -25 大字久原3632	(092) 976-1111	S 45・10・	2,299	(3)

粕 屋 町

名称の () は分館
職員数の () は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	粕屋町中央公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₂₃ 大字仲原127	(092) 938-1410	S 49・3・30	2,273 m ²	4(3)人

古 賀 町

	古賀町中央公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₃₁ 大字久保866	(092) 944-1931	S 60・9・30	3,244	4
1	蓮内地区館	〒 ⁸¹¹ ₋₃₁ 大字蓮内883-1	943-4948	S 42・2・7	528	(1)

福 間 町

	福間町公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₃₂ 福間町大字手光2222	(0940) 43-2100	S 63・7・20	4,356	4
--	--------	---	-------------------	-----------	-------	---

津 屋 崎 町

	津屋崎町中央公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₃₃ 大字津屋崎690-10	(0940) 52-1305	S 47・	827	6
1	勝浦公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₃₃ 大字勝野2274-2		S 46・	139	(1)
2	宮司公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₃₃ 大字宮司1138	52-0071		745	1

玄 海 町

	玄海町公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₃₅ 大字江口465	(0940) 62-2111			(5)
--	--------	---	-------------------	--	--	-----

大 島 村

	大島村公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₃₇ 大島村1765	(0940) 72-2321	S 51・	916	(2)
--	--------	---	-------------------	-------	-----	-----

芦 屋 町

	芦屋町中央公民館	〒 ⁸⁰⁷ ₋₀₁ 中ノ浜4-4	(093) 222-1681	S 53・8・31	4,097	(3)
1	(山鹿公民館)	〒 ⁸⁰⁷ ₋₀₁ 山鹿2862	(093) 223-1892	S 47・4・1	595	1(1)

水 巻 町

	水巻中央公民館	〒 807 大字頃末880-5	(093) 201-0401	S 61・10・15	3,192	6
--	---------	-----------------	-------------------	------------	-------	---

岡 垣 町

	岡垣町中央公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₁₂ 大字吉木1072-1	(093) 282-0162	S 47・3・15	1,307	3(1)
1	岡垣町東部公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₄₂ 大字山田17	282-0035	S 51・	980	1(1)
2	" 西部公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₄₂ 大字内浦145	282-7476	S 53・	652	(1)

遠 賀 町

	遠賀町中央公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₃₄ 大字今古賀513	(093) 293-1355	S 50・8・31	2,242	4(1)
1	遠賀町公民館別館	〒 ⁸¹¹ ₋₃₄ 大字今古賀91-1	293-1238	S 30・	576	(1)

鞍 手 町

	鞍手町中央公民館	〒 ⁸⁰⁷ ₋₁₃ 大字小牧2105	(09494) 2-7200	S 56・10・31	2,667	(9)
--	----------	--	-------------------	------------	-------	-----

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外数

小 竹 町

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	小竹町中央公民館	〒820 -11 大字勝野1757	(09496) 2-0452	S 54・2・20	1,647 m ²	(8)人
1	北 公 民 館	〒820 -11 大字勝野2379-1	2-6629	S 45・3・17	480	0

若 宮 町

	若宮町中央公民館	〒822 -01 大字高野572	(09495) 2-0859	S 49・4・18	1,121	4(10)
1	吉 川 支 館	〒822 -01 大字脇田16	4-0301	S 35・ ・	301	0
2	中 支 館	〒822 -01 大字稲光711-1		S 35・ ・	113	0

宮 田 町

	宮田町中央公民館	〒823 大字宮田72-1	(09493) 2-0123	S 51・12・10	1,432	3(5)
1	(大之浦支館)	〒823 大字上大隈573	2-0404	S 49・ ・	798	(1)
2	(笠松支館)	〒822 -01 大字下有木837	3-1337	S 42・ ・	214	(1)

桂 川 町

	桂川町公民館	〒820 -06 大字土居368-2	(0948) 65-1100	S 43・8・1	866	(10)
--	--------	-----------------------	-------------------	----------	-----	------

嘉 穂 町

	嘉穂町公民館	〒820 -03 大字牛隈201	(0948) 57-0080	S 43・3・25	779	10(2)
--	--------	---------------------	-------------------	-----------	-----	-------

稲 築 町

	稲築町公民館	〒820 -02 大字岩崎1141	(0948) 42-0750	S 45・12・20	1,488	3(1)
--	--------	----------------------	-------------------	------------	-------	------

碓 井 町

	碓井町公民館	〒820 -05 上白井466-1	(0948) 62-2270	S 56・10・5	202	(5)
--	--------	----------------------	-------------------	-----------	-----	-----

筑 穂 町

	筑穂町中央公民館	〒820 -07 大字長尾1340	(0948) 72-2204	S 55・10・15	2,305	2(8)
--	----------	----------------------	-------------------	------------	-------	------

穂 波 町

	穂波町公民館	〒820 大字秋松408	(0948) 24-7458	S 53・8・31	1,795	3(6)
--	--------	--------------	-------------------	-----------	-------	------

庄 内 町

	庄内町公民館	〒820 -01 大字有安830-3	(0949) 82-3344	S 34・9・30	1,428	3(6)
--	--------	-----------------------	-------------------	-----------	-------	------

額 田 町

	額田町公民館	〒820 -11 大字勢田1129-1	(09496) 2-1034	S 47・6・1	1,034	1(7)
--	--------	------------------------	-------------------	----------	-------	------

杷 木 町

	杷木町公民館	〒838 -15 大字寒水80-1	(0946) 62-0178	S 37・3・31	1,108	5(2)
--	--------	----------------------	-------------------	-----------	-------	------

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外数

朝 倉 町

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	朝倉町公民館	〒838 -13 大字宮野2047-1	(0946) 52-1111	S 39・3・20	719 m ²	1(3)人

三 輪 町

	三輪町公民館	〒838 大字新町450	(0946) 22-2770	S 49・5・	1,380	1(7)
--	--------	--------------	-------------------	---------	-------	------

夜 須 町

	夜須町中央公民館	〒838 -02 大字篠隈246	(0946) 42-3121	S 60・3・	2,515	1(8)
--	----------	---------------------	-------------------	---------	-------	------

小 石 原 村

	小石原村公民館	〒838 -16 大字小石原941-9	(0946) 74-2234	H 2・9・	676	1(1)
--	---------	------------------------	-------------------	--------	-----	------

宝 珠 山 村

	宝珠山村公民館	〒838 -17 大字宝珠山6425	(0946) 72-2301	S 54・2・28	883	1(1)
--	---------	-----------------------	-------------------	-----------	-----	------

前 原 町

	前原町中央公民館	〒819 -11 大字前原1339-1	(092) 322-2481	S 34・1・10	1,163	3
1	波多江公民館	〒819 -11 大字池田577-1	(092) 322-1614	S 58・4・1	731	3
2	加布里公民館	〒819 -11 大字神在1112	322-3026	S 42・4・1	195	3
3	長糸公民館	〒819 -11 大字川付876-4	323-2032	S 29・4・1	513	3
4	雷山公民館	〒819 -11 大字蔵持838-6	323-0078	S 33・1・10	299	3
5	怡土公民館	〒819 -15 大字井原916	322-7815	S 37・1・10	654	3
6	前原南公民館	〒819 -11 大字篠原675-1	324-1763	S 60・3・31	751	3

二 丈 町

	二丈町中央公民館	〒819 -16 大字深江1145	325-0234	S 45・11・30	1,863	(3)
1	福吉公民館	〒819 -17 大字吉井4017	326-5501	S 49・4・15	642	2
2	一貴山公民館	〒819 -16 大字石崎81	325-0151	S 53・2・28	651	2
3	深江公民館	〒819 -16 大字深江1145	325-0234	S 54・11・30	1,863	1(1)

志 摩 町

1	中央公民館	〒819 -13 大字初18	(092) 327-1734	S 60・9・13	1,553	2
2	桜野公民館	〒819 -13 大字桜井5942	327-0259	S 46・4・1	446	2
3	引津公民館	〒819 -13 大字御床2165-3	328-0855	H 3・1・31	763	2
4	芥屋公民館	〒819 -13 大字芥屋26-7	328-2009	S 59・3・20	493	2

吉 井 町

	吉井町中央公民館	〒839 -13 吉井町983-1	(09437) 5-3343	S 48・3・20	1,270	3(8)
--	----------	----------------------	-------------------	-----------	-------	------

田 主 丸 町

	田主丸町中央公民館	〒839 -12 大字田主丸507-1	(09437) 2-2844	S 48・6・9	1,230	(5)
--	-----------	------------------------	-------------------	----------	-------	-----

浮 羽 町

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	浮羽町公民館	〒839 -14 大字朝田561-1	(09437) 7-7476	S 56・3・23	2,840 m ²	5(5)人
1	田籠公民館	〒839 -14 大字田籠1151-1		S 54・1・31	335	2
2	山春公民館	〒839 -14 大字山北783		S 53・4・25	290	2
3	大石公民館	〒839 -14 大字吉川479	7-7088	S 53・1・23	343	2
4	御幸公民館	〒839 -14 大字朝田589-1	7-2004	S 42・2・20	274	2

北 野 町

	北野町中央公民館	〒830 -11 大字中273-1	(0942) 78-2308	S 63・10・31	2,822	(4)
--	----------	----------------------	-------------------	------------	-------	-----

大 刀 洗 町

	大刀洗町中央公民館	〒830 -12 大字富多819	(0942) 77-2670	S 52・12・15	940	3(4)
--	-----------	---------------------	-------------------	------------	-----	------

城 島 町

	城島町公民館	〒830 -02 大字檜津748-1	(0942) 62-2111	S 54・4・	1,030	1(5)
--	--------	-----------------------	-------------------	---------	-------	------

大 木 町

	大木町公民館	〒830 -04 大字八丁牟田255-1	(0944) 32-1047	S 53・9・	1,128	2(2)
--	--------	-------------------------	-------------------	---------	-------	------

三 瀨 町

	三瀨町公民館	〒830 -01 大字玉満2949-1	(0942) 64-3020	.	1,178	1(2)
--	--------	------------------------	-------------------	---	-------	------

黒 木 町

	黒木町公民館	〒834 -12 大字桑原244-2	(09434) 2-1111	S 47・12・12	1,972	(9)
--	--------	-----------------------	-------------------	------------	-------	-----

上 陽 町

	上陽町中央公民館	〒834 -11 大字北川内483-1	(0943) 54-3131	S 47・12・30	722	1(4)
--	----------	------------------------	-------------------	------------	-----	------

立 花 町

	立花町中央公民館	〒834 大字谷川1130	(0943) 23-5141	S 49・6・29	354	2(2)
1	北山公民館	〒834 大字北山2692	23-4656	S 49・3・31	280	1
2	白木公民館	〒834 大字白木5589	35-0001	S 49・3・31	280	1
3	辺春公民館	〒834 大字上辺春394-2	36-0001	S 49・3・31	280	1

広 川 町

	広川町中央公民館	〒834 -01 大字新代1804-1	(0943) 32-1111	S 43・12・	671	1(5)
--	----------	------------------------	-------------------	----------	-----	------

矢 部 村

	矢部村中央公民館	〒834 -14 大字北矢部10528	(0943) 47-2122	S 63・5・1	1,105	2
--	----------	------------------------	-------------------	----------	-------	---

星 野 村

	星野村中央公民館	〒834 -02 星野村13201-1	(0943) 52-3111	S 59・3・25	688	1(1)
--	----------	------------------------	-------------------	-----------	-----	------

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外数

瀬 高 町

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	瀬高町中央公民館	〒835 大字下庄792-1	(0944) 62-5201	S 52・3・20	2,266 m ²	2(9)人
1	北 公 民 館	〒835 大字長田3353-9	3-8773	S 48・4・31	416	1
2	上 庄 公 民 館	〒835 大字上庄185-2	3-2986	H元・7・1	202	0

大 和 町

	大和町中央公民館	〒 ⁸³⁹ ₋₀₂ 大字栄231	(09447) 6-1111	S 55・3・21	2,162	1(3)
--	----------	--	-------------------	-----------	-------	------

三 橋 町

	三橋町中央公民館	〒832 大字正行468	(0944) 73-4489	S 55・9・10	2,141	1(6)
--	----------	--------------	-------------------	-----------	-------	------

山 川 町

	山川町公民館	〒 ⁸³⁵ ₋₀₁ 大字原町378-1	(09446) 7-0437	S 42・2・11	843	1(2)
--	--------	---	-------------------	-----------	-----	------

高 田 町

	高田町公民館	〒 ⁸³⁹ ₋₀₂ 大字濃施480	(0944) 22-5595	S 45・3・31	1,169	3
--	--------	---	-------------------	-----------	-------	---

香 春 町

	香春町中央公民館	〒 ⁸²² ₋₁₄ 大字高野987-1	(0947) 32-2162	S 50・10・31	517	3(1)
1	(香春校区公民館)	〒 ⁸²² ₋₁₁ 新町	2-6923	S 56・7・30	205	1

添 田 町

	添田町中央公民館	〒 ⁸²⁴ ₋₀₆ 大字添田538-1	(0947) 82-0616	S 42・6・30	592	2(2)
	そえだ公民館	〒 ⁸²⁴ ₋₀₆ 大字庄952	82-2599	S 63・6・30	2,201	2(2)
1	津 野 公 民 館	〒 ⁸²⁴ ₋₀₄ 大字津野6059	84-2001	S 55・3・31	353	1(1)
2	彦 山 公 民 館	〒 ⁸²⁴ ₋₀₇ 大字落合800	85-0702	S 56・5・30	458	2
3	中 元 寺 公 民 館	〒 ⁸²⁴ ₋₀₆ 大字中元寺2465	82-3404	S 56・6・20	408	1(1)
4	野 田 公 民 館	〒 ⁸²⁴ ₋₀₆ 大字野田1623-1		S 56・3・30	298	(1)

金 田 町

	金田町中央公民館	〒 ⁸²² ₋₁₂ 大字金田1153-1	(0947) 22-0425	S 57・3・31	588	(7)
--	----------	--	-------------------	-----------	-----	-----

糸 田 町

	糸田町中央公民館	〒 ⁸²² ₋₁₂ 糸田2395	(0947) 26-0038	S 48・7・31	1,158	2(6)
--	----------	--	-------------------	-----------	-------	------

川 崎 町

	川崎町中央公民館	〒827 大字田原791-1	(0947) 72-3000	S 38・3・	700	1(4)
--	----------	----------------	-------------------	---------	-----	------

赤 池 町

	赤池町公民館	〒 ⁸²² ₋₁₁ 大字赤池1148、1149	(0947) 28-2004	S 48・10・31	612	1(2)
--	--------	---	-------------------	------------	-----	------

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外数

方 城 町

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	方城町中央公民館	〒822 -12 大字伊方4480	(0947) 22-4300	S 48・7・	1,180 m ²	1(3)人

大 任 町

	大任町公民館	〒824 -05 大字大行事3180-1	(0947) 63-2242	S 48・4・1	1,810	3(6)
--	--------	-------------------------	-------------------	----------	-------	------

赤 村

	赤村中央公民館	〒824 -04 大字内田1188	(0947) 62-3003	S 59・	31	3(1)
--	---------	----------------------	-------------------	-------	----	------

苺 田 町

	苺田町中央公民館	〒800 -03 京町2-5	(093) 436-0061	S 54・10・12	3,834	3
1	小波瀬コミュニティーセンター	〒800 -03 大字新津1682-4	(09302) 3-1000	H元・8・1	1,257	3
2	白川公民館	〒800 -03 大字鋤崎479-3	2-1062	S 42・3・30	385	1

犀 川 町

	犀川町中央公民館	〒824 -02 大字本庄641-1	(09304) 2-0001	S 61・4・25	1,600	2(1)
--	----------	-----------------------	-------------------	-----------	-------	------

勝 山 町

	勝山町中央公民館	〒824 -08 大字黒田79	(093032) 2092	S 43・	611	2
1	(諫山分館)	〒824 -08 大字岩熊1177		S 29・	103	(1)

豊 津 町

	豊津町中央公民館	〒824 -01 大字豊津1118	(093033) 3115	S 46・3・16	1,734	(1)
--	----------	----------------------	------------------	-----------	-------	-----

椎 田 町

	椎田町中央公民館	〒829 -03 大字高塚字外新開756	(09305) 6-0251	S 47・2・28	2,076	2
--	----------	-------------------------	-------------------	-----------	-------	---

吉 富 町

	吉富町公民館	〒871 大字広津413	(0979) 22-1944	S 36・3・31	642	1(6)
--	--------	--------------	-------------------	-----------	-----	------

築 城 町

	築城町公民館	〒829 -01 大字築城251	(09305) 2-0001	S 46・2・13	1,277	1(2)
1	下城井公民館	〒829 -01 大字安武155	2-2886	S 47・2・31	547	0
2	上城井公民館	〒829 -01 大字本庄2111-2	4-0823	S 51・6・8	519	0

新 吉 富 町

	新吉富村中央公民館	〒871 -09 大字垂水1325-3	(097972) 2072	S 49・7・20	663	1(1)
1	(西吉富支館)	〒871 -09 緒方588-1	2507	S 42・3・1	524	1(1)

大 平 村

名称の（ ）は分館
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	大平村中央公民館	〒 ⁸⁷¹ ₋₀₉ 大字東下1496-1	(0979) 72-2005	S 31・	964 m ²	1 (1)人
1	金 代 公 民 館	〒 ⁸⁷¹ ₋₀₉ 大字西友枝582-1		S 40・	74	(1)
2	小 畑 公 民 館	〒 ⁸⁷¹ ₋₀₉ " 3437		S 33・	101	(1)
3	横 川 公 民 館	〒 ⁸⁷¹ ₋₀₉ " 2455		S 39・	109	(1)
4	仙 代 公 民 館	〒 ⁸⁷¹ ₋₀₉ " 2140-2		S 42・	110	(1)
5	東 上 公 民 館	〒 ⁸⁷¹ ₋₀₉ 大字東上2792		S 39・	169	(1)
6	土 佐 井 公 民 館	〒 ⁸⁷¹ ₋₀₉ 大字土佐井		S 41・	210	1 (1)
7	下 唐 原 公 民 館	〒 ⁸⁷¹ ₋₀₉ 大字下唐原856-1		S 31・	231	1 (1)
8	小 池 公 民 館	〒 ⁸⁷¹ ₋₀₉ " 2148-15		S 47・	127	(1)

(平成3年5月1日現在)

公民館のあたたかさを
総合補償センターがサポートします。

公民館 総合補償制度

行事傷害補償
賠償責任補償
職員災害補償

●制度の問い合わせ・取扱いセンター

 0120-42-2324 (電話料金無料)

株式会社 **公民館補償センター**

〒150 東京都渋谷区神宮前5-38-10

●制度提供 社団法人 **全国公民館連合会**

●制度提携保険会社 **安田火災海上保険株**

